

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成24年6月7日（第1日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第2回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成24年2月分から4月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

続いて、一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

それでは、一関地区広域行政組合議会の報告を行います。

資料の諸報告の23ページをお開きください。

それでは、先般開催されました第18回一関地区広域行政組合議会の定例会及び4月1日平泉町議会議員選挙に伴う第19回臨時会について、一関地区広域行政組合議員、阿部正人が代表してご報告いたします。

諸般の報告書の今お話しした23ページでございます。

一関地区広域行政組合議会報告書に絡んでこれに出席は、一関地区広域行政組合、大内政照議員、それから阿部正人議員でございます。

それでは、この23ページの裏をめくっていただきます。

第18回一関地区広域行政組合議会定例会、これを朗読いたします。

期日、平成24年3月21日、水曜日でございます。午前10時、場所は一関市役所、付議事件として、(1) 認第1号、専決処分についてでございます。次には(2)として議案第1号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、(3) 議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、(4) 議案第3号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算、(5) 議案第4号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、(6) 議案第5号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第4号)、(7) 議案第6号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

ちょっと申し遅れましたが、この付議事件の前に、日程でございますが、議案審議に入る前に管理者勝部修一関市長より施策推進方針の表明がありました。その骨子の内容については、現在持ち合わせしていませんので、議員各位には後日配布したいと思います。

引き続き一般質問に入りまして、4名の通告がありました。通告1番で海野正之議員は、一つ目として、放射能に汚染された牧草等の焼却処分についてありました。それから通告2番として菊地善孝議員、一つ目として、ごみ焼却場における放射能汚染物質焼却について、(2) 両火葬場従事者の処遇改善の実績についてでありました。それから通告3番、岡田もとみ議員、一つ目として、介護保険事業計画について、それから次に通告4番、沼倉憲二議員、今後の高齢化の進行に伴う行政サービスと介護保険料制について、以上の4氏の質問でございました。

それでは、今お話ししましたものに沿って説明して参ります。

先程申し上げました認第1号、それから議案第1号から議案第6号まで全て原案どおり可決承認されました。

要旨について説明します。

(1) 認第1号、専決処分について、25ページをめくっていただきます。

この件につきましては、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例でありまして、裏面の26ページもありますが、これ説明いっぱいですので、あとでお目通し願います。

次に(2) 議案第1号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは27ページをお開き願います。

ここに、下の方に備考欄として、ここ読みますが、朗読しますが、月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある者に対して、月額1万7,200円の範囲内で通勤割増報酬を支給することができる。附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するということになっています。

裏面をお開きください。

ここには新旧対照表がありますので、お目通しください。

次に、(3) 議案第2号の一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これは28ページ、隣でございますが、めくっていただきます。これも随分長いので、

時間の関係であとでお目通してください。せっかくの資料ですから、どうぞお願いします。

29ページもそうです。29ページ、30ページとあります。

それから、次に(4)議案第3号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算についてであります。

31ページをめくっていただきます。

ここに、議案第3号、これ朗読します。

平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算。平成24年度一関地区広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによると。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,946万8,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」による。第3条、一時借入金についてであります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。(歳出予算の流用)第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということになっております。

それで、続いて51ページ、4の41枚目、51開いてください。51ページ目、ごめんなさい、訂正します。これは34ページですね、34ページの13枚目をお開きください。

そこには平成24年度の歳入歳出予算事項別明細書が記載されております。本年度予算だけ説明します。

総括、歳入、1款分担金及び負担金20億4,237万6,000円、2款使用料及び手数料2億1,758万3,000円、それから3款国庫支出金9,757万7,000円、4款財産収入4,804万9,000円、5款寄附金1円、6款繰入金1,551万3,000円ですね。先程も間違えました、寄附金も1,000円ですよ。7款繰越金1,000円、諸収入は1億2,016万8,000円、こういうことです。それから9款の組合債、これが3,820万円。歳入合計額25億7,946万8,000円、前年度予算が27億6,388万9,000円、差引きしまして前年対比でございますが、マイナスの1億8,442万1,000円ということでございます。歳出であります。裏のページでございます。

1款議会費178万円、2款総務費が3,656万4,000円、それから3款衛生費ですが、20億2,196万7,000円、4款公債費でございます。5億1,615万6,000円、5款諸支出金でございますが、1,000円、6款予備費300万円、合計ですが、歳出合計が25億7,946万8,000円、前年度予算額が27億6,388万9,000円、対前年度比がここに掲げるマイナスの1億8,442万1,000円、こういうふうになっています。

それで、ここの隣の35ページ、歳入でございますが、平泉町の分担金が掲載されています。これを時間の関係ありますが、ちょっと読みますが、歳入でございます。1款分担金及び負担金の中の1項分担金、1目でございますが、これにちょっと挙げます。これ1節の総務費分担金の

中でございますが、4,110万2,000円の中の平泉分担金が456万7,000円でございます。2目衛生費分担金、これでも1節の衛生総務費分担金が4,629万6,000円の中の平泉分担金が306万4,000円、これに続いて2節火葬場費分担金が説明にあります、平泉町の花担金として256万6,000円、次に3節ごみ処理費分担金、平泉町分担金が6,742万7,000円、4節のし尿処理費分担金、平泉町分担金が2,149万2,000円ということです。

それから2項の負担金でございます。負担金ですが、1目建設事業費負担金、この中の1節のごみ処理施設整備費負担金、平泉町分ですが、1,183万7,000円、次の2節のし尿処理施設整備費負担金、これが平泉町負担金が133万7,000円ということになっております。

次でございますが、48ページをお開きください。

これには議案第4号としてあります。平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算でございます。

これ朗読します。

平成24年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134億7,833万4,000円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,576万1,000円と定める。2、事業勘定及びサービス勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金ですね、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めるということになっております。

それでは、次のこの中の51ページをめくっていただきます。

これには平成24年度の一関地区広域行政組合介護保険特別会計ということで、事業勘定予算に関する説明書あります。これは歳入歳出の総括でございます。

1款保険料、これ本年度予算だけ申し上げます。21億4,870万9,000円、2款分担金及び負担金が19億1,975万3,000円ということで3款使用料及び手数料20万円、それから4款でございますが、国庫支出金32億6,253万4,000円、5款の支払基金交付金36億8,848万7,000円、6款県支出金21億5,710万8,000円、7款財産収入165万7,000円、8款繰入金2億9,357万7,000円、9款繰越金1,000円、10款の諸収入630万8,000円ということになります。歳入合計が134億7,833万4,000円、前年度が120億7,070万7,000円、対前年比が1億4,762万7,000円の増でございます。14億だね、ごめんなさい、前年比14億だね。訂正します。

あとはお目通しください。詳しく説明しようと思ったけれども、時間が経過しますので、あとで読んでいただきます。

それでは、66ページをお開きください。

議案第5号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）についてであります。

これも読みます。

平成23年度一関地区広域行政組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるということになっております。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ5,349万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,286万9,000円とするものです。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということでございます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。第3条、地方債の廃止及び変更は、第3表、地方債補正によるということが記載されております。

次は72ページをお開きください。

議案第6号でございます。平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成23年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ927万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億4,659万1,000円とする。第2、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということでございます。

随分長くなりましたけれども、これが第18回の一関地区広域行政組合のご報告でございますが、続いてお手元の資料にはないですが、あとで報告することになると思っておりますが、この間といいますと第19号でございますね、平泉町議会選挙に伴う一関地区広域行政組合議会臨時会が5月9日、午前10時から開催されております。出席議員は大内政照議員、阿部正人議員、私でございます。これは会期は1日間でした。付議事件は、（1）報告第1号には繰越明許費の使用について、それから（2）議案第7号、平成24年度一関地区広域行政組合の一般会計補正予算（第1号）でございます。それから（3）の議案第8号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）ということでありました。これに資料は添付されておりません。それと、誠に失礼いたしました。では説明しますか。長くなりますか。

その前に、それと同時に、これの改正に伴って副議長選挙が行われました。私、阿部正人が副議長に指名推薦により同意されましたことを報告いたします。今後ともよろしく願います。

それでは、資料がないなんて語りましたが、ごめんいただきます。

それで、これについて、議案第7号ということでございますが、これには平成24年度の一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）が載っております。これもお目通ししてください。時間も随分進展しましたので、すいません。なんか省略してすいませんけれども、いずれ、この間の臨時会については全て原案どおり可決承認されたということを報告します。拙いご報告でございましたが、これで私の報告に代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

私から行政報告をさせていただきます。

3月7日から昨日までの部分でございます。

84ページをお開き願いたいと思います。

初めに、3月7日、しいたけの生産、放射能汚染の関係で民主党本部、農水省、内閣府、東京電力に行って、それぞれに要望をしてきたところでございます。

3月11日、東日本大震災合同追悼式に出席をさせていただきました。これは岩手県陸前高田市の合同の追悼式でございます。この日、同じ時間に政府でも行われまして、画像でその内容等については一緒に見させていただいて、同時進行させていただいたというところでございます。

3月15日には岩手県世界遺産保存活用推進協議会が行われまして、平泉の今後の整備、調査計画について確認をしたところでございます。

同日、いわてデスティネーションキャンペーンスタートアップミーティングが行われました。これにはJR6社からそれぞれ役員の方が見えられておりましたし、旅行業者が多数参加しております。いよいよスタートというふうな催し物が開催されたところでございます。

3月22日、平泉ナンバー10万人署名達成報告記者会見ということで、皆様方のご協力によりまして12万3,000人を超える署名をいただきまして、3月27日には国土交通省の方にその署名簿を提出してきたところでございます。

3月24日にはエジプトの外務大臣が来まして、平泉をご案内をしたところでございます。

3月26日、県内市町村による震災復興に向けた意見交換会ということで、県内の市町村長が集まりまして、内陸からの支援、どういうふうなものがあるかということについてそれぞれ意見交換を行ったところでございます。

3月29日には、高規格救急車をアステラス製薬の方からいただくということで贈呈式が行われまして、同日に私の方から平泉分署へ贈呈をしたところでございます。

3月30日、中尊寺ハスを広める会の発会式がございまして、鎮魂と復興のシンボルということで藤原氏ゆかりの市町村、そして沿岸被災地への中尊寺ハスを株分けするというふうな会をスタートさせていただきまして、4月5日に初めての株分け式を行ったところでございます。

次のページになります。

4月1日、町内の8区でございしますが、高齢者グループホームいこいの杜というところが開所いたしまして、お祝いを申し上げたところでございます。

4月3日、エフエム岩手ふるさと元気隊平泉支局が開設されました。これは、平泉の情報を毎週木曜日、3時から1時間番組をつくっていただきまして、月見坂の入口のところに月見坂スタジオというものを設定して、そこから放送をしていただいているところでございます。

4月7日、8日と実は奥の細道のむすびの地ということで岐阜県の大垣市の方に行って参りまして、むすびの地記念館というものができたということでその式典に参加させていただきましたし、前の日に吉野町にお邪魔しまして、渋滞対策について視察をしてきたところでございます。

4月13日、めんこいテレビ平泉FAN事務所の開所式がございました。これは、平泉の魅力

クロスメディア発信事業ということで、インターネット等で外国語での情報発信も併せて行うということで、WEBページ等を利用して世界へ発信するというので、それぞれ内容について、現在、それぞれ職員が町内を回って情報を収集をしていると、そして発信しているというふうな状況でございます。

4月15日にはポーランドの大統領夫人と大使が見えられまして、平泉を見学した後にレセプションに参加させていただきました。

次のページになります。

4月27日、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会総会がありまして、来年、仙台で仙台・宮城デスティネーションキャンペーンがあるということで、それぞれ組織の確認と事業の確認を行ったところでございます。当町といたしましても、そのメンバーに入っております。

4月28日、一関コミュニティFM開局セレモニーがございました。これは、昨年3月の大地震で情報網が寸断されたということがありまして、一関市が中心になってこのコミュニティFMを開局しております。平泉でもこの一員に入っております。土曜日に毎週、行政の番組を提供をしているところでございます。

5月1日から春の藤原祭りがございました。この期間中、37万5,000人という大変多くの観光客においでいただきました。5月3日はあいにくの雨模様でございましたが、出迎え行列を中止しまして本業列のみということでしたが、溝端淳平さんという義経役が効果があったということで18万5,000人という大変多くの観光客に来ていただきました。田辺市の方と実は姉妹都市締結が30周年ということで弁慶一行を田辺市さんをお願いをしたところ、快く快諾をしていただきまして、行列に華を添えていただいたところでございます。

5月11日、交通死亡事故ゼロ3年が達成して賞賛状をいただきました。5月10日付けでちょうど3年ということで、引き続きこのゼロ日を伸ばそうということで決意を新たにいたしましたところでございます。

5月12日、長島保育所の入所式がございました。これは当初4月に実施する予定でしたが、インフルエンザで子供たちが休んでいるということで中止をしましたが、是非やってほしいということでこの日に入所式を行ったところでございます。

同日、一関地方PTA連合会の定期総会がございまして、これは新たに再編をいたしまして、新組織がこの日に立ち上がったということでお祝いを述べてきたところでございます。

5月15日に東北電力の一関営業所の所長が見えられました。今年の電力需要予想等をお話をいただきまして、昨年心配をかけたということでの計画停電は今年は予定はしていないというふうなことでございますが、引き続き節電の方にはご協力をお願いしたいというふうなお話がありまして、町としても協力をしたいというふうな話をしたところでございます。

5月17日に大阪造幣局の記念硬貨の受領式というのがありまして、大阪造幣局の理事長自らおいでいただきまして、贈呈をいただいたところでございます。

5月18日に、いわきとの交流をする会ということで、30周年を迎えたということで民間交流を行っていただいております。私もその席と一緒に参加させていただきました。いわきの状

況は大変な状況で、いまだ一般住宅がこの辺の、直接の津波の被害ではなくて地震で約2万戸ぐらいの被害があったということで、いまだなお調査も完了していないところがたくさんあるというふうな状況を聞いてきたところでございます。

5月23日に観光庁の方を訪問させていただきました。4月1日に観光庁の長官が代わりまして、井手長官に代わったということでごあいさつをしてきたところでございますし、同日、道路整備についての通常総会がございまして、東日本大震災を教訓としての道路の重要性、そして救援物資の輸送路としての部分、あとは命の道というふうなことの発表を釜石市長から行ったところでございます。その際に、県選出の国会議員の方々に実は除染計画を提出していましたが、まだ回答を得ていないということで、藤原先生、黄川田先生にそれぞれ直接お話をしましたし、小沢先生のところにもお邪魔しまして、早期に回答していただきたいというふうな話をしてきたところでございます。

次のページになります。

5月27日に曲水の宴がございまして、2年ぶりの開催ということでちょっと予定外でしたが、スペインの大使が見えられまして、その後、昼食を一緒にしまして、平泉をご案内したところでございます。

5月29日には紫波町平泉関連史跡連携協議会総会に出席しまして、お祝いを述べてきました。これは議会、消防等々で交流を今までしてきたということで、私からも今後のつながりについて、それぞれ話をしてきたところでございます。

6月3日、IBCのラジオ平泉ウォークがありまして、大変多くの方々に出席をしていただきました。平泉を楽しみながら一日歩いていただいたというところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、3番、阿部正人議員及び4番、寺崎敏子議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 6 月 14 日までの 8 日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（青木幸保君）

日程第 3、請願第 3 号、第 8 行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願並びに日程第 4、陳情第 1 号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを一括議題とします。

日程第 3、請願第 3 号、第 8 行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願について、紹介議員の説明を求めます。

7 番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

請願第 3 号についてご説明を行います。

請願、件名は、第 8 行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願でございます。

紹介議員は、畠山寛二議員、千葉勝男議員、私、小松代智でございます。

ページをめくっていただきます。

朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者の代表者ということになりますが、平泉町平泉字宿 14 の 2、第 8 行政区区長、千條昭、それから平泉字大平 203 の 10、齋藤一郎、平泉字正法 87 の 4、小野寺淳。

第 8 行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願。

要旨、町道大平線は一関側に通ずる主要な幹線でありながら一部が未舗装状態にあり、町民生活において大きな支障をきたしていることから早期全線舗装の実施を求めるものであります。

理由、町道大平線は一般県道一関～平泉線の宿（ネットヨタ様と国際自動車学校様の間）から一関市道笹谷線の笹谷（桃の湯温泉）に通じる重要な幹線であり、昨今高速道一関インターへの近道、町民の一関赤荻・巖美地区にある会社への通勤、桃の湯温泉への入湯など多くの目的で利用者が増加しているにも拘らず、未だに平泉大平公葬地付近から笹谷（桃の湯温泉）間が未舗

装状態のため大きな支障をきたしていることから、道路行政に関わる喫緊の重要課題であることを理解され、この間の早急なる舗装工事をお願いいたします。

参考資料を添付しておりましたので、あとでお目通しをお願いしたいと思います。

以上、十分なご審議をよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

日程第4、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注について、事務局長にその内容を朗読させます。

議会事務局長（齋藤清壽君）

（記 載 省 略）

議 長（青木幸保君）

これで事務局長の朗読を終わります。

お諮りします。

この請願及び陳情については、議会運営委員会の協議に基づき議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、第8行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願は産業建設常任委員会に、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注については総務教民常任委員会にそれぞれ付託して審査することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、報告案件1件についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を許したい
と思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

なければ次に進行いたします。

議 長 (青木幸保君)

日程第 6、議案第 33 号から日程第 17、議案第 44 号まで、条例案件 4 件、事件案件 4 件、
補正予算案件 4 件、以上合計 12 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長 (菅原正義君)

それでは、条例案件 4 件、事件案件 4 件、補正予算案件 4 件、計 12 件につきましてご説明を
申し上げます。

議案書の 3 ページをお開き願います。

議案第 33 号、職員互助会に関する条例及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例でございます。

提案理由でございますが、財団法人岩手県市町村職員互助会が一般財団法人に移行し、その名
称が変わることに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

4 ページをお開き願います。

議案第 34 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要が生
じたため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

5 ページをお開き願います。

議案第 35 号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人
住民につきましても住民基本台帳に記録されることから、所要の整備を図ろうとするものでござ
います。

6 ページをお開き願います。

議案第 36 号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、中尊寺第 2 駐車場の拡張に伴い、所要の整備を図ろうとするもので
ございます。

7 ページをお開き願います。

議案第 37 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
についてでございます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民につきましても住民

基本台帳に記録されることから、岩手県後期高齢者医療広域連合規約において、所要の整備を図ろうとするものでございます。

9ページをお開き願います。

議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得する目的、防災行政無線の端末装置を避難所等に設置することにより、災害時の避難所等と行政間の通信手段を確保することを目的とする。2、取得する財産、半固定局無線装置20台。3、契約金額、1,015万3,500円。4、契約の相手方、住所、岩手県盛岡市中央通2丁目2番5号。氏名、日本電気株式会社岩手支店、支店長、長澤尊文。5、納入期限、平成25年3月20日。6、納入場所、町内指定避難所20カ所でございます。

10ページをお開き願います。

議案第39号、平泉町防災行政無線整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

平泉町防災行政無線整備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、工事名、平泉町防災行政無線整備工事。2、工事場所、岩手県西磐井郡平泉町地内。3、契約金額、1億1,550万円。4、請負者、住所、岩手県盛岡市中央通2丁目2番5号。氏名、日本電気株式会社岩手支店、支店長、長澤尊文でございます。

11ページをお開き願います。

議案第40号、平泉中学校校舎改築工事（プール棟）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

平泉中学校校舎改築工事（プール棟）の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、工事名、平泉中学校校舎改築工事（プール棟）。2、工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字倉町地内。3、契約金額、9,786万円。4、請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5号。氏名、丸正建設株式会社、代表取締役、阿部美紀子でございます。

次に、12ページをお開き願います。

議案第41号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,685万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億516万6,000円としようとするものでございます。

28ページをお開き願います。

議案第42号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,935万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,765万円としようとするものでございます。

30ページをお開き願います。

議案第43号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,074万7,000円としようとするものでございます。

33ページをお開き願います。

議案第44号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成24年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、平成24年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入、補正額、第1款水道事業収益102万4,000円。支出、補正額、第1款水道事業費用100万円。第3条、予算第9条を第10条とし、予算第8条の次に次の1条を加える。他会計からの補助金、第9条、児童手当支給のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は22万4,000円であると変更しようとするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第44号まで、条例案件4件、事件案件4件、補正予算案件4件、以上合計12件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

日程第18、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、升沢博子議員。登壇質問願います。

1 番（升沢博子君）

最初に、放射能汚染による健康被害についてお聞きいたします。

この度、町内4区域の除染が国の承認を受け、環境省のガイドラインに従って除染を進めていくということですが、4地区以外にもかなり高いところがあると思います。最近になって、県南の地区の放射線量が高いと指摘されましたが、対策が他の町より遅れているように感じます。除染計画では、平成25年中までに除染という気の長い話で、現時点での空間線量の高さを思うと子供たちの健康が非常に心配です。

今週の月曜日に志羅山児童館の庭の線量を測る機会がありました。計測の結果、建物後ろの堰の水面近く5センチのところでしたが、毎時1.38マイクロシーベルトありましたし、また、子供たちがかくれんぼで遊んだりする建物脇の通路の空間放射線量が毎時0.48マイクロシーベルト平均でありました。除染の基準値0.23マイクロシーベルトを大幅に上回っています。直ちに除染できなければ、特に放射線量の高いホットスポットになっているようなところは、子供たちが近づかないような対策はとれないものではないでしょうか、最初にお聞きいたします。

議長（青木幸保君）

升沢博子議員、最初に質問は全部一通りやっていただいて、そうしてから町長の答弁があります。それについて今度1議題ずつ一問一答でやるという方式ですので。質問を、通告している質問を全部質問していただきます。引き続きどうぞ。

1 番（升沢博子君）

2番目に、放射能内部被ばくについて、子供たちのこれから5年先、10年先の健康被害が心配されます。ゼロ歳から10歳ぐらいまでの子供の放射線に対する感受性は高く、平泉町では12名の子供の尿の採取による検査を行ったようですが、今後、継続的な検査を行わないのでしょうか。空間放射線量による外部被ばくと食べ物による内部被ばくを受けている感受性の高い子供は、将来にわたる健康チェックが必要と思います。また、それ以外の子供たちの尿採取による検査を町の予算で行う考えはないのでしょうか、お聞きします。

3番目に、5月20日に行われました県主催の食品の放射性物質による健康への影響についてのシンポジウムに参加しましたが、心配することはないというかなり楽観的な評価の仕方、これで安全という基準はないはずですから到底信頼できるものではありませんでした。平泉町でも持ち込まれた食品の検査を1週間待ちで行い、広報、それからホームページで公表されていますが、ネット閲覧環境にない家庭もあり、防災行政無線などを使うとか、きめの細かい公表はできないのでしょうか。また、検査回数はこれ以上増やせないのでしょうか。学校給食に食材を供給している生産者は、昨年早い段階から独自に検査するなどして子供たちに安全な食べ物と頑張っているようです。食べ物や生活の仕方など、親たちは子供を放射能から守る努力をしています。親にとって一番大切なのは子供の命です。平泉町は子供の命を最優先に守ってくれると親たちは思っているはず。その信頼に応えるよう、国の承認を待たずに除染を進めた一関市

のように、平泉町としての最善の対策をとってほしいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

次に、2番目に、地域防災についてお聞きします。

2番目の1番です。地域防災計画の策定によりまして、4月現在、21行政区のうち20行政区が自主防災組織を立ち上げていると聞いています。今年1月に自主防災組織同士の情報交換とそのあり方についてのシンポジウムが行われました。その中で、自主防災組織の現状や先進的な事例が出され、有意義な情報交換の場になったと思います。自主防災組織は住民自らが組織して活動すると認識していますが、昨年のような災害が起こった場合に組織として十分機能したかといえば、そうならなかった面も多かったようです。今後も懸念される宮城県沖地震などの災害を考えると、その責任はますます重くなるように思います。もちろん、消防団との役割の違いはありますが、立ち上げたあとの各自主防災会の活動の活発化を図るためにも、行政としてもう少しきめの細かい支援が必要と考えます。そのためには、自主防災組織の行動指針や防災機材の把握、非常食の備蓄状況などについて、情報交換できる連絡協議会の立ち上げを促し、行政、消防団3者の連携を図る必要があると考えますが、どうでしょうか。また、総合計画の中で地域防災計画が見直されているようですが、自主防災についてはどうでしょうか。

2番目です。昨年の災害時に被害状況、電気、水道の復旧状況の情報がなく不安だったという町民の声が多く聞かれました。町は防災行政無線のデジタル化を進めているとしていますが、その内容は町民の不安に十分に答える内容になっているのでしょうか。

3番目です。地域防災のシンポジウムの中で語られたのは、普段の地域コミュニティ、早くいえば隣近所の助け合いの大切さでした。奥州市衣川区のある地区では、各家庭のお年寄りが普段どこで寝ているか、各戸から聞き取りをして間取りに記入した一覧表を作成しているそうです。個人情報ネックでそこまでできないと思ったのですが、その地域でお互い了解し信頼関係ができれば可能だということです。大変参考になる例だと思います。

この度の東日本大震災では、避難所運営での女性の視点の大切さが指摘されました。婦人消防協力隊も自主防災と同じボランティア団体と認識していますが、普段の訓練を生かし、自主防災組織の中でも中心的な役割を担うよう女性ならではのコミュニケーション能力を生かし、もっと女性を活用すべきと思いますが、どうでしょうか。

大きい3番目の道の駅の開設について質問いたします。

1番目に、世界遺産登録となり観光客の増加で町は活気づいているように思いますが、人口の大半を占める一次産業、二次産業がその恩恵を受けているとは思えません。そこで、今まで町にはバイパス開通と同時に車で訪れる客を見込んで道の駅建設の構想があったと思いますが、建設に至らなかった要因についての検証はされているのでしょうか。道の駅建設には、建設実施計画の策定が必要かと思いますが、策定の予定はありますか。また、それはいつでしょうか。平成24年度に道の駅施設業務検討委託料として予算措置をしているようですが、その具外的な内容を伺います。

3番目に、国道4号線には、南は宮城県の道の駅三本木から北は道の駅石鳥谷の間に道の駅が

なく、現在建設が予定されている場所は交通の要衝としての役割もあり、交通量を考えると150台以上の車が駐車できる大型の駐車場が必要と考えますが、その用地確保はできているのでしょうか。

4番目ですが、平泉町の将来のまちづくりを考えた時、観光産業以外の六次産業の充実が望まれると考えます。平泉町には農産物の生産、加工、販売と頑張ってきた女性たちがたくさんいるはずで、農産物の生産、加工、商品化、いわゆる六次産業には女性の力は欠かせません。若者の定住化対策が望まれています、若い人たちの仕事がないといわれている中、道の駅の開設は若者の法人化による農業就業者拡大も望めます。そこで、出店のための生産者組織の立ち上げをお考えだと思いますが、道の駅建設の担当である総務企画課、農林課も連携して、意欲のある農業者、商工業者を育成するお考えがあるか、以上について、大きく3点を質問いたします。

よろしく願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、升沢博子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、放射能汚染による健康被害についてでございます。

1点目は、現在の取り組み状況についてのご質問だというふうに思っております。

放射性物質による環境への影響が、町民の安全・安心な暮らしに多大な影響を与えていることから、町といたしましては、町民の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題であると考えております。こうしたことから、町といたしまして除染実施計画を策定し、小中学校や保育所、幼稚園などの子供の生活環境の優先的除染、学校給食や農産物の放射性物質検査の実施、町内の空間線量や農産物等の測定結果の公表、尿検査による子供の健康影響把握、放射線を正しく理解するための講習会の開催等、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを進めてきたところでございます。

町の除染実施計画は5月28日付けで環境省から承認を得たところでございますが、今回の除染実施計画では、小中学校等の子供の生活環境や主な公共施設があるところを中心に、今年の放射線量のデータにより毎時0.23マイクロシーベルトを超えた地域を対象区域としました。今回の計画は限られたデータにより策定したことから、改めて地域の放射線量の測定を行い、その結果、その地域の平均的な放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えていれば対象地域にするための除染実施計画の変更を行う予定としております。

なお、放射能の状況はその土地の環境により局所的に放射線量が高いところが点在しており、計画区域の有無にかかわらず、公共的な施設を中心に、必要に応じて対策を講じていくこととしております。また、通学路につきましても学校を中心に一定範囲を定め、そのエリア内の道路の放射線量を測定し、放射線量の実態把握を行う予定であり、その上で道路管理者と協議しながら必要な対応を図って参りたいと考えております。

次に、今回の放射線内部被ばくの調査をした以外の子供の検査と継続的な検査の考えについて

でございます。

今回の内部被ばく健康影響調査につきましては、岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議におきまして、放射性セシウムに係る預託実効線量は最大でも0.03ミリシーベルト未満という結果であり、全員が1ミリシーベルトをはるかに下回っていることから、放射線量による健康影響は極めて小さいと考えられ、追加検査等の必要はないとの評価をされたところであります。また、飲食物等による内部被ばくの防止に関する助言といたしまして、今回の調査結果を踏まえると、これまでと同様の食生活を継続しても健康に影響が及ぶとは考えにくい状況です。流通段階で検査が行われ、一般的に市販されている食品については特段の心配は必要ないと考えられますが、空間線量の高い地域の野生のキノコや山菜を食べる場合は、念のため汚染レベルを把握する必要がありますと思われるとの生活上の留意点も示されたところでございます。

このようなことから、今後、特段の状況変化がない限り、町といたしましてもこの結論について尊重したいと考えているところでございます。しかしながら、有識者会議の委員の方から、今回の調査対象者について継続的に調査し、今回の調査結果と比較するべきとの意見も出されておりました。県ではこのことも踏まえ、継続調査も含め県民へのフォローアップの方法を今後検討するとしておられるところでありますので、町としては継続調査の実施について強く県に要望して参りたいと考えております。

次に、食品の放射性物質検査の公表の仕方、検査回数や検査機械についてお答えを申し上げます。

放射性物質検査結果の公表につきましては、現在、町のホームページのほか町の広報紙でもお知らせしておりますが、防災行政無線では情報が細かすぎるため、その方法については検討を要するものと考えております。また、検査につきましては、一時的に山菜の検査が集中したこともあり待つ期間がありましたが、現在は申し込みが減っております。1日の検査回数も当初の6回から12回まで増やしましたので、今後は対応できるものと考えております。

次に、講演会の開催についてでございます。

今年度、放射性物質の健康影響に関する講演会がいくつか予定をされております。7月3日には県主催の講演会が役場を会場に開催されます。また、時期は未定ではございますが、町でも町民を対象とした食品と放射線に関する講演会や放射線の健康影響に関する勉強会等を予定しているところでございます。併せて、放射能に関する理解等を目的に、チラシなどの作成も行いたいと考えているところでございます。なお、実施にあたりましては、県等と内容が重複しないように配慮しながら企画していきたいというふうに考えております。

次に、大きな2番目、地域防災についてのご質問にお答えを申し上げます。

三者一体となった防災活動についてでございます。大規模な災害が発生した場合、行政、消防団の公助の対応だけでは限界があることから、自分の身は自分の努力によって守る自助と共に、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む自主防災組織が担う共助と連携することにより、地域の防災力が向上するものと考えております。平泉町地域防災計画の自主防災組織等の育成に関する計画にもありますとおり、

現在、自主防災組織等結成促進及び育成、自主防災組織の活動、町の役割、消防団の活性化をそれぞれ掲げております。それぞれの計画を積極的に推進することにより、三者が一体となった理想的な防災体制ができるものと考えているところでございます。

次に、町内自主防災組織の連携、活動の活発化を図るための連絡協議会の立ち上げについてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町では4月現在、20行政区で自主防災組織が設立されております。引き続き町といたしましては、全行政区での組織設立に向け支援して参りたいと考えております。また、それぞれの自主防災組織が活動を継続するにあたり、今後、様々な問題が発生するものと考えております。町内の全自主防災組織のそれぞれが抱えるそれらの問題の解決に向け、情報交換、情報共有の場の必要性が高まることから、時期を捉え各区の自主防災組織の代表者会議等を開催しながらご意見をいただき、連絡協議会の立ち上げを検討して参りたいと考えております。

次に、地域防災計画の見直しと自主防災計画についてのご質問でございます。

現在の平泉町地域防災計画には、自主防災組織等の育成に関する計画が明記されております。現計画では、自主防災組織の結成促進及び育成、自主防災組織の活動、町の役割、消防団の活性化が大きな柱となっております。このことから、今回の地域防災計画の見直しの中で自主防災においては、自身の安全確保も非常に重要になることから、組織の育成に加えて組織の安全対策等への啓発活動、また、計画促進のための行動マニュアルの作成に向けた見直しを予定をしているところでございます。

次に、防災行政無線のデジタル化についてでございます。

防災行政無線のデジタル化事業を実施することにより、行政区内の避難所と災害対策本部との緊急連絡体制が確保されることとなります。具体には、各行政区内の公民館と小中学校に半固定式の防災行政無線端末器が設置されます。これにより、各避難所と災害対策本部のホットラインが確保され、より迅速で正確な情報の伝達が行えるようになります。これは文字等の情報も送受信できる施設でございます。更に、屋外の拡声子局の新設及び更新によりまして、屋外拡声放送が聞こえない、または電波の弱い、いわゆる難聴という地域の解消も併せて解消したいと考えております。いずれ、議員ご指摘の内容に即する内容と今で検討しているところでございます。

次に、婦人消防協力隊についてでございます。

婦人消防協力隊につきましては、自主防災の一面と町内の消防クラブとしての一面を併せ持った組織と認識しております。婦人消防協力隊の組織育成につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業等の積極的な活用により設備等の充実に現在努めているところでございます。今後も引き続き幹部会など、各分隊等の活動状況を踏まえながら、より良い活動環境の整備と隊員の確保に努めて参りたいというふうに考えております。

次に、大きな3番目でございます道の駅についてでございます。

初めに、開設に至らなかった要因についてでございます。

道の駅整備構想につきましては、平成16年度に合併特例債などの活用を見込んで道の駅平泉、

仮称でございましたが、整備基本計画を策定し、同年に測量調査設計を実施したところでございます。その後、当面の自立ということで、そういうふうな方針のもと、開設の時期を延伸をし、財政計画や事業規模の縮小見直しを図りながら、諸課題解決に向けて国、岩手河川国道事務所と協議を進め、現在に至っているというところでございます。

次に、建設のメリットという部分のご質問にお答えします。

道の駅によるメリットにつきましては、議員ご案内のとおり、南と北が大変、道の駅がその距離が、60キロ以上もあるということで、国道4号を利用する方に対する安全性、利便性の向上と、観光客のための対流型の玄関口として大変必要性があるというふうな施設と考えおります。

また、地域の情報発信基地として、更には町民と観光客との交流、連携のための拠点施設となるものと考えております。また、地域振興施設として産直施設を整備することにより、新たな経済流通基盤の確立や経済効果など産業振興や地域の活性化に結びつくものと確信をしているところでございます。

次に、道の駅建設整備実施計画策定の予定についてでございます。道の駅整備につきましては、敷地の用地区分と用地のほか地域振興施設の整備など当初整備計画の見直しに向け、現在、協議検討しているところでございます。今後につきましては、道の駅整備に向け、国、県と協議を重ね、できるだけ多くの部分を国の事業として整備していただくよう要望して参りたいというふうに考えておりますし、次の質問とダブるところもございますが、当初予算に計上しております道の駅施設検討業務委託料300万円を活用し、平成16年度に策定した仮称ですが、道の駅平泉整備基本計画を今年度一部見直しを図り、そして新たな整備実施計画として位置付けて参りたいと考えております。

次に、道の駅施設業務検討委託料の内容についてでございます。

先程申し上げました平成16年度に策定いたしました整備基本計画は合併特例債などを見込んでおり、相当大きな規模の施設が計画されたところでございますが、現在の当町の財政状況を見ますと、当初計画されていた規模の施設建設は困難であると考えております。今年度は当初計画に比べて規模を縮小した計画の修正業務や地域振興施設の外觀図、施設の配置図等を作成するなど、具体的な施設や規模について検討協議を進め、来年度以降、設計監理業務につながる資料の作成を手がけて参りたいと考えております。

次に、駐車場のご質問でございます。

道の駅の登録要件を満たすためには、交通量に見合った駐車スペースの確保が必要となっております。国土交通省との協議によりますと130台の駐車スペースが必要とされております。このため、現在、道の駅の建設を予定している用地だけでは駐車台数を確保できないことから、柳之御所資料館の駐車場も併せて位置付けたいというふうに考えておまして、一体的な整備が図られるよう岩手県教育委員会等と協議を進めて参りたいというふうに考えております。

次に、農産物の生産、加工、商品化、第6次産業化に女性の果たす役割についてというご質問でございます。

現在、どの産業分野でも女性の視点、感性や価値観というものが重要視されております。特に

も農産物の加工と商品化につきましては、女性の優しさ、細やかな心遣いや消費者としての目線での対応など、今後ますますその果たす役割は大きくなると思っております。ということから、今まで以上に様々な場面に参画していただければというふうに思っているところでございます。

次に、出店のための生産組織を立ち上げるための農業者、商工業者の育成についてでございます。

道の駅の中核となる地域振興施設といたしまして、農産物直売所や地場産品のお土産、食堂などの出店を計画することになると思われませんが、運営組織を立ち上げるための意欲を持った町内の農業者、商工業者の育成は必要であり、昨年は平泉町農産物等直売所連絡会が道の駅予定地での合同販売会を2回開催しております。今後も商工会等も含め、こうした取り組みや研修を進めて参りたいと考えております。また、組織してからの運営や販売の研修なども一層必要になるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

1 番目の放射能汚染による健康被害についてというところでちょっともう一度お聞きいたします。先程、ちょっと話の中に出したわけですが、これから平成25年度中に終了するような除染を進めていくという計画になっているようですが、現在高いという、子供たちが遊んでいる場所が結構高い空間放射線量ということで、そこにさっきお話ししたように毎時1.38マイクロシーベルトというと、1年間1ミリシーベルトを超えないようなという今規定になっておりますけれども、それを、もちろんそこに一日いるわけではないのですが、そのほかに内部被ばく、あるいはほかのところのあれを合算した場合に危険があるのではないかというふうに考えまして、先程話したように、その区域、今、いつ頃までにそういった子供たちが集まる場所、11区の児童館のところではございましたが、夏休みとかそういうところまで待たなくてはいけないのか、実際に今そういうところがあるのが分かっているのであれば、そこに行かないような工夫ができるのではないかと思いますので、その辺、対策とれないものかどうか、ちょっとお聞きいたします。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

除染実施計画につきましては、先程町長の方から申し上げましたとおり、5月28日に環境省の方から異議がないということの回答をいただいて実施計画の策定ということになりました。それで、今後につきましては具体的に除染を実施していくということになります。それで、議員ご質問にございましたが、まずは子供の生活環境を優先して除染していくという方針でございますので、その期間につきましては今年度中に小中学校、それから保育所、幼稚園の、小中学校の校庭を中心とした除染、それから保育所、幼稚園の園庭を中心とした除染、それから児童館の除染

というふうな形で、今年度中を目処に除染をしていきたいというふうに考えてございます。それで、ホットスポットということが出されましたが、町長の方からもございましたが、どうしてもその土地の特性によりまして局所的に高いところというのは町内に存在しております。したがって、この点につきましてはそのあとの対策になるかとは思いますが、計画の内外問わず公共的な施設を中心に対処して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

公共の場所ということでこれから順番にということですが、やはり確かに町当局も高いところのご存知だと思うんですね。それで、そのところをやはり親たちは心配しているわけです。志羅山児童館に関しましては、園庭のところは実は去年の地震の時にかなり陥没している場所が何カ所もありまして、そのところが特に高くなっている、水の流れているところもそうだったのですけれども、そういう特定の場所が分かっているところについては、やはりそういった対策をとれないものかどうか、ちょっとまた改めてお聞きいたします。

議 長（青木幸保君）

滝山副町長。

副町長（滝山秀樹君）

先程、子供の生活環境は平成24年度中というお話がありましたけれども、6月補正後にすぐ着手を始めます。特に、子供の行事とほかの調整がそれほど必要ない児童館や保育所を中心にスタートしまして、秋頃には学校の校庭なども含めて終了させていただきたいと思っております。除染までの間に立ち入り禁止などの表示をすとか、そこは局所的に子供の集まる場所でそういう場所については立ち入らないような措置を考えたいと思います。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

4月に町長、それから担当課長、教育次長含めた放射能に関する地域懇談会をやらせていただいたのですが、そこに出席したお母さんが、やはり町は私たちのことを本当に良く考えてくれているはずだと、それで私たちは町を信頼しているのだと、そういうお話をされて、でもやはり不安感というものを私たちは持っているのだということを訴えられたのが本当に私も感動したのですが、やはりそういうことであれば子供たちが是非ともそういうところに、そのギリギリ限度のところの対策というのですか、そこをやはりとっていただくということは親の願望だと思いますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、3番目の道の駅構想についてでございます。

ここに関しましては、私も女性団体の中で6次産業のところでは女性の果たす役割ということは本当に大きいものがあるということで、平泉の町の中でも女性たちが生産、加工とか商品化とか、

そういう形で結構頑張ってきているわけです。それで、やはりなかなか昨年、合同販売会も設定はしていただいたようですが、そこに至る、そこを準備するやり方に問題はなかったかと。宣伝の仕方、呼びかけ方、取り組み方、そういったところで本当にそこまで最善のことができたのかと、やはりその問題をきちんとクリアして、行政主導の上に今までの、一番最初に質問しましたように実現しなかったことを検証、もちろんいろんな理由もあるかと思いますが、やはり町民をやる気にさせるといふところを働きかけをしていただくのが、やはり行政の力の見せどころではないかというふうに思いますので、そのところをちょっと考えていただきたいと思っています。そこについてはどうでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

ただいまのご質問、道の駅の予定地で昨年、農産物等直売所連絡会が8月と11月に合同販売会を開催しております。それにつきましては、いずれその販売会の当初の目的というのは、やはり平泉の文化遺産という部分が世界遺産に登録されたと、そういったのを契機に、平泉町民をはじめ観光客の皆さんに平泉町の農産物や農産加工物をPRし販売していくというのが最初のねらいです。そういうことでまずは取り組みを始めまして、町内の直売所ですね、農産加工をやっている、また直売所を設けている団体に呼びかけて始めたというところでございますが、最終的には道の駅の予定地で販売会を開催したということもございまして、やはりそういった道の駅構想というものも多分に意識して開催したことは間違いありませんが、当初の目的はやはりそういった現在のそういった町内の農産加工の部分を広くPRしていくという部分が目的だったので、その道の駅につながる取り組みの方法としてはPR不足とか準備不足というのは確かにあったと思いますが、今後はそういったことを十分意識しながらも、やはり当面の目的としては平泉町の農産物、農産加工品をもっと広くPRしていくというところに力点を置いて、そういった意識を盛り上げていければということでございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

やはりほかの地域から見まして、平泉町がかなりいい立地点で、条件的にもバイパスの景観的にも、やはりすばらしいところだという評価を受けているわけです。それで、長島地区というところの農業をやっている方もたくさんいらっしゃいます。それで、これから小堤の整備という形で出ていくと思いますが、やはりあのあたり、今水が浸くとかそういうあれもあると思うのですけれども、やはり肥沃な畑とかそういうのに一番適した場所だというふうに聞いております。一次産業ということで、やはり平泉の中で生産、そして農家所得というところが向上できると、そして訪れる人たちもたくさんいると、そういうところをうまく利用しない手はないのではないかと、そういうところを考えた上で、やはり町には3年という、平成27年に開設という計画の中に入っているようですので、その準備も含めて、それから人も含めて力を尽くしていた

だきたいというふうに思っているところですが、その辺の今の生産者、その計画、ハウスとかですね、そういったところの調査とか、そういった考えは今あるのでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

具体的にこれから道の駅の計画の検討会が始まるわけですが、その状況も見計らいながら、当然それに追いつくように、また、むしろそういった地域振興施設の対応なり生産組織の立ち上げという部分については当然必要になってくることですので、時間的には大変厳しいものがあるかと思いますが、いずれ今後、そういった関係機関、関係団体とそういった検討を進めていかなければならないと思っておりますし、また、皆さんからいろいろと意見も寄せられております。やはり道の駅の部分については積極的な議論もありますが、かなり難しいという思いも正直に言っております。その辺のところをどういうふうに調整を図っていくかというところがポイントかと思っております。いずれ、平泉町の農業関係者、そういった団体の意見をきちんと汲み上げてまとめていくということが大切になりますので、これからその構想に向けてきちんと取り組んでいきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

それでは、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長（青木幸保君）

再開いたします。

升沢博子議員の一般質問を続けます。

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

午前に引き続きまして、2点について質問いたします。

1番の放射能汚染による健康被害についてですが、除染計画の中で汚染土については現場保管ということになっているようです。平泉小学校の脇に置かれました除去した汚染土は、今、中学校の方に移動になったと聞いております。今後、進めていく段階で現場の保管の仕方をこの前、全員協議会の中で示されたわけですけれども、これについてはやはり、すっかり遮蔽をしてという予定になっているようですけれども、その辺の周りの危険性はないものかどうか、進め方、除染する場所もかなり多くなってくると思いますが、その辺の取り扱いについてお聞きいたします。

それから、もう1点につきまして、3番目の道の駅開設についてでございますが、今年度、平成24年度の中で、何年か前にありましたプロジェクトチームのような、推進のための検討委員

会のようなものを立ち上げて、広く町民の意見を聞くというようなものは立ち上げる予定はあるのかどうか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

現場保管についてでございますが、本来であれば町有地のどこかに仮置き場という形で考えていたわけだったのですが、周辺の住民の方々の理解を得られなくて、仮置き場の話がちょっと途中でストップしているというふうな状況でございます。ただ、一方では除染も待ったなしの状況でございますので、そういった段階で現場保管という形で今後進めていくということになります。

それで、まずは子供の生活環境の、いわゆる小中学校、あるいは保育所、児童館の分については、それぞれの現場での校庭なり園庭の片隅に現場保管していくという形になります。それで、1.5メートルほどの穴を掘って、そこに遮水シートといいまして、流れ出さないようなシートを敷いて、その上にフレキシブルコンテナに入れた汚染土壌を載せていくと。そして遮水シートをかぶせて、そして更にその上に30センチ以上の汚染されていない土壌を覆土するという形で、30センチ以上遮蔽すれば理論値ですが、98%セシウムの濃度が軽減されると、ほとんど影響ないというふうにいわれております。ということで、そういったような形でやっていくという形で考えております。

それで、当然、現場保管という形でございますので、永久にそこに置くということではありませんで、あくまでも一時的な保管という形で考えております。それで、最終的には国が用意するであろう中間貯蔵施設なり、そういったものが最終的には用意されるというふうにごちらでは考えておりますので、早急に国のそういった中間貯蔵施設の設置について強く要望していくということも併せてやっていくということでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

道の駅整備につきましての民間を入れたプロジェクトチームの考え方ということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、今後その道の駅整備に向けまして、将来的な道の駅の管理運営、それから地域振興施設である産直施設の生産、あとは運営等にかかわる方々の意見が重要になって参りますので、今後その農業者、商業者、それから農業団体等、商業団体等の方々からそのメンバーを募りまして、あとは行政も入れた中でのプロジェクトチームを立ち上げながら、実施に向けた計画を練っていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

汚染土につきましては、やはり最善の、国のあれを、最終的なそういう場所が国の方から示されるということですが、それを待ってということ、それしかないのかというふうには今のところ考えているので、いずれ最善の方法をとっていただきたいということです。

それから、検討委員会のことにつきましては、やはり広い方面から町民の意見がなるべく反映されるような、町民にとって最善のものになるような道の駅構想ということを準備を、段階としては平成24年度の段階でもう進めなければ、やはり平成27年度開設ということであれば時間的にあまり時間がないのではないかと思いますので、その辺は是非、町民の意見を聞いた形の検討委員会を是非立ち上げていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今財政難をいわれている時代ではございますが、やはり人間の生きる根幹である食べ物を生み出す一次産業にかかわる事業というのは、平泉町にとっても大切なものだと考えています。町民が平泉町の将来に希望を持って、多くの人たちが意欲を持って頑張れるような道の駅という施策を是非とも町が主導で進め、町民を巻き込んでという形のものをしていただきたいと思います。それには、やはり私たち議員も既成概念にとらわれることなく町民の意見を聞きながら、創造的な提案を出せるような議員にならなければいけないのかというふうに思っております。そういう形で、今後とも検討していただきますようによろしく願いいたします。

時間前ではございますが、これで質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

通告2番、大内政照議員。登壇質問願います。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

通告順番も議員の番号も2番ということで、今回は2人の女性議員の間に挟まれまして緊張しながら質問したいと思います。

まず先に通告しております内容について質問いたします。

1、まず、新平泉町総合計画が今年3月に実施日より1年遅れで発表、製本されました。1年間時間をかけて検討、作成した割には、放射能対策についての記述が希薄です。そこで、新平泉町総合計画における放射能対策について町長に質問いたします。

①放射能汚染にどのように取り組むのか、具体策はどういうものがあるのか、これは新平泉町総合計画の78ページに3行のみ記載されておりますが、重大な問題がこれだけでいいのか、その辺を伺います。

②学校給食の放射能検査頻度、これは以前から指摘しておりますが、改善されたのかどうか所見をお伺いします。

③汚染状況重点調査地域指定による観光客入り込み数への影響はあるのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

次に、教育の質的向上策について教育長に質問いたします。

①新教育長の所信をお聞かせください。

②英語圏の国への中学生短期派遣事業の具体策について、この件については新平泉町総合計画の133ページに記載されているので、参考にさせていただきました。

③不登校児童生徒の実態と対策についてお伺いします。これについても新平泉町総合計画の133ページに記述されているので参考にいたしました。

以上、簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新平泉町総合計画における放射能対策についてでございます。

一つ目の放射能汚染にどのように取り組むのか、またその具体策についてのご質問でございます。

新平泉町総合計画では放射性物質への対応といたしまして、放射性物質からの町民の健康を守り食の安全安心に対する不安を解消するため、国、県及び関係機関と連携して放射性物質の測定調査、放射線量低減対策の実施等に努めると記述しております。この計画を受けてその具体策といたしましては、除染実施計画の策定とそれに基づく子供の生活環境や公共施設等の除染、学校給食や農産物の放射性物質検査の実施、県と連携した健康影響の実態把握、町内の空間線量の把握、それらの測定結果の公表、放射能に関する周知、啓発等、関係機関と連携しながら総合的に取り組みを進めて参ります。また、これらの取り組みを進捗管理するため、平泉町原発放射線対策本部において、放射線量の低減化に向けた対策が効果的に実施されるよう関係部署の相互調整を図ることとしております。

次に、学校給食の放射能検査頻度についてお答えをいたします。

本町では独自に測定器を購入し、この1月から給食食材及び給食の両方を測定してきたところであり、当初は、第1週目と第3週目は翌週に給食に使用する食材の測定、第2週目と第4週目にはそれぞれの週に提供した給食の測定を行ってきたところでございます。5月からは使用する季節等の影響で同一食材の使用期間が短いことから、全ての週において給食材料については測定しているところでございます。今後においても地元で取れる野菜、山菜の状況を見ながら、適切な頻度で測定を行っていきたいと考えております。

次に、汚染状況重点地域指定による観光客入り込み数への影響についてでございます。

まず、当町の観光客の入り込み数につきましては、昨年6月末の世界遺産登録以降、順調に推移してきており、4月の入り込み数は12万7,249人で平成22年対比228%という大幅な増加となっております。

議員ご質問の汚染状況重点調査地域指定による観光客入り込み数への影響ではありますが、震災以降、一般の観光客からは放射線の状況等に対する問い合わせを数件いただいておりますが、昨

今の伸び率を見ますと指定による影響は現状では少ないものと考えております。しかしながら、教育旅行につきましては、子供たちへの放射線の影響を心配する保護者の声が大きく反映するため、指定の有無にかかわらず北海道を中心に大幅に減少している状況となっております。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

簡潔にというお話でありましたけれども、多少長くなることをお許しいただきたいと思っております。

3点の質問をいただきました。

第1点目の新教育長としての所信ということでございますが、3月14日の町議会におきまして、新たに教育委員の選任にご同意をいただきました折に議員の皆様の前で就任のあいさつをさせていただきました。あいさつの中で、これまでの本町の教育が築いてこられました学校、家庭、地域、そして行政のネットワークがより一層充実発展し、世界遺産の町平泉を愛する心豊かな人づくりと、町民の皆さんが生涯にわたって学び続ける生きる力を身につけることができるよう環境づくりをすることが教育委員会の果たすべき役割と考えます、このように述べさせていただきました。教育行政を担う教育長としての基本的な考え方はこのことに尽きるわけですが、その後、3月議会で教育委員長が演述いたしました教育行政方針を読ませていただき、この方針に則って今年度の教育行政を進めるべく具体化の方策を検討しているところでございます。

その中でも、特に重要と考えます学校教育の充実については、4月11日の今年度第1回校長等会議において、現場で日々教育実践の中核として幼稚園、学校経営に当たっていかれる園長、校長に対して次のような指導を行いました。

まず、一つは教育長としての願いでございます。チーム平泉として明日の平泉を担う世界遺産の町平泉の宝である子供たちに確かな生きる力を、スローガンのような形でこのように話させていただきました。二つ目には、平成24年度の学校教育行政方針を踏まえて、次の6点を重点とすると話させていただきました。一つは学校の主たる役割である教科学習の充実、2点目は個に応じたきめ細かな特別支援教育体制の確立、3点目は自他の命の尊さを学び合い行動化できる子供の育成、4点目は郷土平泉に生きる喜びを体得する学び、5点目は伝え合う力を磨き意欲的な情報発信のできる子供の育成、そして最後に6点目は将来にわたって生き抜いていける基礎体力づくり、この6点を重点とするというふうに話させていただきました。三つ目には、経営者としてということで園長、校長をお願いをしました。今年度の学校経営にあたって何を変え何を継承し、誰のどんな面を育て、どう保護者、地域と連携していくか、学校訪問をしてヒアリングをさせていただきます。そして、最後にその他として、サービス指導の徹底と教職員集団の一体化、丁寧な保護者対応について指示したところであります。

次に、今日的課題と考えている点についてお話をいたします。

まず、幼保・小中連携の推進についてであります。前年度までの交流をもとに、より情報の共有とそれぞれのジョイントをどう図っていくか協議し、できるところから推進して参りたいと

考えます。更に、開かれた信頼される学校づくりについてですが、学校支援地域本部事業の更なる充実を図り、多くの地域人材を活用し地域の教育力を生かす学校づくりを目指すように指導して参りたいと考えます。更に、今、大きな関心が寄せられております食育と放射能汚染にかかる学校の安全についてでございます。給食の食材及び給食については、現在まででき得る限りその放射線測定を行い、安全な給食提供に努めて参りましたが、今後も継続的な取り組みを行って参ります。また校地内の除染についてでございますが、校舎周りの除染によって集められた汚染物については、安全性に配慮し校庭に埋める形をとらせていただきました。なお、校庭の除染等については年度内に完了するように進めて参りたい、そのように思っているところであります。

これまで学校教育に係る点について述べて参りましたが、次に、もう一つの大きな柱であります社会教育、生涯学習、スポーツ、文化、そして世界遺産にかかわる点について述べさせていただきます。

社会教育については、特に教育振興運動組織の再構築を図っていきたくと考えております。岩手ならではの運動も時と共に弱体化してきておりましたが、学校を支える運動として現代に合った再構築が求められておりますところから、リスタートの平成24年度と位置付けて進めて参りたいと考えます。

生涯スポーツの推進については、町立体育館建設整備がいよいよ具体化する今年度と捉えております。今年度は建設検討委員会による論議を踏まえ、建設基本構想の策定を目指します。また、行えませんでした町民大運動会を今年度は実施する予定であります。町民の健康と交流を図る各種事業を展開して参ります。

次に、地域文化振興についてでございますが、芸術文化団体の育成支援の一環として平泉芸術文化祭の開催や小学生対象の能楽鑑賞会を実施するというにしているところであります。

最後になりますが、世界文化遺産登録を果たした現在、追加登録を目指して更なる活動を推進していくわけでございますが、と同時に子供たちによる平泉学の学びも含めた町民の世界遺産学習をどう展開していくか、これが今後の大きな課題になるのではないかと考えております。

以上、教育行政全般にわたる教育長としての所信でございます。議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたしますと共に、更なるご指導をよろしくお願い申し上げます。

2点目の英語圏の国への中学生短期派遣事業の具体策について、このご質問についてでございますが、英語教育研修派遣事業につきましては、中学校における英語力の向上と国際感覚豊かな人材育成を目的に、新平泉町総合計画の前期計画に盛り込んだところであります。本町では以前に、関係市町村でつくる協議会が運営を行うという方法で英語圏への生徒派遣を行っていたところですが、加入市町村の減少に伴い存続が困難となり、廃止になったと聞いております。

今後の派遣事業の具体策についてでございますけれども、他市町村の状況を見ますと、姉妹都市提携を行っている海外都市との交流の一環として生徒の派遣を実施している事例が散見されます。本町にあたっては、英語圏との交流がこれまでなかったこともあり、派遣国の選定については、文化、経済面等も考慮しながら決定する必要があると認識しております。併せて、派遣する生徒数、事前研修のあり方等も含め、学校や関係機関等と意見を交わしながら今後検討して参り

たいと考えております。

3点目の不登校児童生徒の実態と対策についてでございますが、昨今の学校不適應による事案は、多様化する社会背景を反映に複雑化している状況にあり、原因としては、成育の過程における学校、家庭での人間関係が影響しているといわれております。

本町の学校不適應児童生徒の状況であります。現在のところ学校に全く登校できていない状況にある不登校状態にある生徒はおりませんが、過去の状況等から経過観察を行っている生徒と別室登校をしている生徒が数名おり、いずれも支援を行っているところでございます。

具体的支援内容についてでございますが、学級担任によるかかわりや養護教諭による支援と併せ、スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングの実施を行うと共に、本町独自に適應支援相談員を配置いたしまして、日々の具体的な学習、生活に対する援助を行っております。一方、学校不適應生徒への対応については、学校のみ対応に限界があることから、家庭や地域の協力が不可欠と認識しているところであります。教育委員会といたしましても、学校と連絡調整を密にしながら、児童生徒の支援体制の充実を図って参りたいと考えているところであります。

長くなりました。以上で終わります。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

では、後ろの方から。教育長は所信お聞かせいただきまして、しっかりしたお考えですので安心できました。本当に、あとは実行のみだと思いますので、子供たちのために頑張ってくださいというふうに思います。

それで、まず前の方に戻りまして、町長関連の質問ですが、私は去年の6月から放射能関連についてはずっと質問しております。もう1年経ちました。その頃、小学校の校庭なんかの濃度が高い土を集めて、袋に入れて体育館の裏に保管していました。それも1年保管していました。つい最近、中学校の南東の角の隅に埋めたということで、非常にスピード感がなくて残念なのです。私、去年の6月から何回も何回も言っているのです、放射能関係は。動きが非常に悪い、本当に残念な結果で、保護者を代表して町当局に反省、猛省を促したいと思います。

それで、質問ですが、その平泉中学校校庭南東隅に埋めた汚染土壌の埋める前と埋めたあとの空間線量どうなっているのか、また、近寄らないようにするための表示ですね。国の資料を見ますと、カラーコーンとかロープとか鉄線柵とかフェンスとか、いろんな方法あるのです。ところが、今朝見た段階ではその土の上にサッカーのゴールが置いてありました。ということは、中学生があそこまで簡単に入出入りできているということなのですね。全く、やったはいいいけれども、そのあと、ではほっぽり出していいのかというところで、まずその前後の空間線量、これを教えてください。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

ちょっと数字については手元に資料がございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

大事な話で担当室長がそういう答弁ですと非常にがっかりしますね、一番大事なことなのですよ。本当に愕然としました。

それで、そのカラーコーンとかいろんな表示の方法ありますね。これについてはどうするつもりですか。今日、中学校長がいないから実際やったのは対策室ですからね、どうするつもりか教えてください。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

ちょっと数字あとで申し上げますが、大体0.1ぐらいまでには表面ですね、落ちておりますので、こちらの判断ですが、あの上で、フラットな状態になっておりますので、あの上でも特にそういう措置をしなくても十分かというふうな判断ではおります。

議長（青木幸保君）

質問者、数字はあとでいいですか。必要であればすぐ取り寄せるようにしますが、取り寄せますか。

2番（大内政照君）

いや、では今ちょっと待っていきましょう。大事な問題ですから。聞きたいと思います。

議長（青木幸保君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時32分

再開 午前1時34分

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

大変失礼いたしました。

5センチ、50センチ、1メートルというふうに3点、各3カ所ですね、高さは5センチ、50センチ、1メートルというふうに測っておるわけですが、地表面で、近いというところで5センチのところでは申し上げますが、3地点で測っております。置く前は0.34というところが1カ所ありましたが、0.32というところが1カ所ありましたが、0.34といったようなところも1カ所あつ

たという状況です、置く前ですね。埋めたあとの同じく5センチで測ったところですが、これも3点ございまして、1カ所が0.12、それから0.09、それから0.10というふうな形で0.1前後に、5センチの状態ですね、一番地表面に近いところの状態で収まっているという形になります。したがって、これらの数字を見ましても、特別な対策をとらなくても、そのままフラットな状態になっておりますので、使えるという形にはなるかというふうには思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この問題はかなり新聞などにもいろんな放射能のデータが出ていますので、室長は関心を持っていらっしゃると思うのですが、盛岡は今どのぐらいの線量ですか、空間線量。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

確か新聞に載っているのを見て、ちょっと不確かかもしれませんが、0.0いくつぐらいだったというふうに思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

さすが室長、お答えが明快で結構だと思います。そのとおりです。

それで、今話した埋め立て後の線量、0.12とか0.10近辺ということは盛岡の空間線量の2倍から日によっては5倍ぐらいあるのですよ。それでも放っておくのですかと私は言いたいのですね。

それで、国の資料、これは除染等業務従事者のテキストですが、埋め立てした場所から4メートル離れたところに、4メートル以内に近づかないような表示をなささいというようなことが書いているのですね、4メートル。だから、埋め立てした面積から4メートル離れたところに表示をして近寄らないようにする。そういうことをやらないと、ちゃんと書いてあるのですよ、ここに。お見せしましょうか。だから、そういう、4メートルというもう最低基準をつくっている、4メートル以上と表示があるのです、書いてあるのです。ですから、やはり中学校のところも、埋め立てした場所の4メートルぐらい離れたところに表示なり遮蔽なり何かする必要があると思いますよ。これは是非、子供たちが近づかないためには必要なことですので、しっかりやってください。放っておかれては困ります。サッカーでボールが行ったらそこに行ってしまう可能性あるのですよ。今0.1と言いましたけれども、町の広報では、5月の8日から23日まで測った広報ではね、平泉中学校5センチ0.27ですよ、多くて。いいですか。そういうふうに線量が低いとは言いきれないのです。私は高いとは言いませんよ、高いにもいろいろあるみたいですから高いとは言いませんけれども、低くはない。そこをもう少し慎重にやっていただきたいというふうに思いますので、今のはご意見というか話として聞いて、是非実行していただきたいと思います。

2番目、実は先日、大東清掃センターにちょっとお伺いしまして、加藤所長のお話いろいろ聞

いてきました。これは一関地域の広域行政組合でも資料は出たのですが、大東清掃センターでは毎日、線量検査を実施しているのですよ。そのセンターの敷地の東西南北の端、あとは近隣の公民館みたいなところですね、人がいるような。そういうところで計測していて、異常値が出た時は即刻対策を打つ。要するに、あそこは牧草を燃やしていますから、牧草とかを燃やすことをやめるとか、そういうふうになっていると、毎日毎日継続しているのですよ、確認しているのです。毎日やらないと、いつ出るか分からないではないですか。近隣住民に安心感を与えているが、同じようにできないものか。要するに計測は毎日すべきではないかと。

今見ますと放射線量測定は月1回かそんな感じですよ。値がそんなに変わらないから月1回でもいいといえればいいのかもしいけれども、高いところで高位安定していますので、月1回でもいいのかという気はしますけれども、でもやはりこういった大東清掃センターのやり方を見ていると、平泉町のやり方はすごく甘いのではないかという感じを受けるのです。

また、諸報告の39ページ、今日、諸報告発表ありましたけれども、39ページの裏、ここに予算が組んであるのですよ、一関広域行政組合の予算。そこでは、右側の説明の真ん中あたりですね。大東清掃センター施設周辺住民健康診断委託料251万6,000円の予算を組んでいます。これを見ますと町単独で放射能汚染に対する町民の健康調査の予算組み、これ可能なのではないかと私はすごく、今までできない、できないばかり言って、国や県だという話ばかり言われていたのですけれども、国や県が関与しなくても広域行政組合でもう予算組んでやるわけですから平泉町で単独で可能ではないかと思えます。この辺についてもちょっとご所見お伺いしたいと思います。

また、地産地消や食育の視点に立った学校給食の充実の視点から本当に安全と言えるのか、これは新平泉町総合計画132ページに載っている内容ですが、この点については、先程、教育長もおっしゃいましたけれども、私、同じように汚染状況重点調査地域に指定されている一関市、奥州市、こちらの実態を調べてみました。給食についてどうやっているのか。まず一関市では食材、これは週に24品目程度、おおむね使用予定の2週間前ぐらいに測定していると、これいいでしょうね。でも、平泉ちょっと少ないですよ、全然、絶対数が少ないです。それから、では給食についてはどうか、各調理場で提供した給食。一関市は12調理場ありますが、丸ごと1食週1回測定する、週1回必ず測定する、給食の調理場12カ所あるのですね。かなりいろんな場所です。だから平泉、全然もう少ない、はっきり言います。では奥州市はどうか。もう今いい世の中でホームページ、インターネットで調べられますので調べさせてもらいました。奥州市は9カ所ですかね、給食センターとか学校の給食施設、こういうところを見ていきますと、まずこれは常盤小学校の給食施設ですが、これは1食分の放射能測定結果を見ましたら5月は7回測定しています。ということは、週2回ぐらいやっていますね。週2回ぐらい、一つの小学校で。ちょっと一つの事例ですから全部出していませんけれども、これは江刺学校給食センター、江刺区の全小中学校ですね、5月はこれも7回というふうに一関市よりも奥州市の方がもっと頻度が多いですけれども、平泉町は2週間に1回とか1カ月に1回とかという頻度だと全く少ないのではないですか。なんか手抜きをしているとしか思えないのですよ。一関市なり奥州市のまず真似してくださいよ。真似もできないような自治体では存在価値なくなってしまい

ますよ。保護者の人が心配して心配してしょうがないではないですか。これについて再度ご意見をお伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

私の方から、先程、広域行政組合の健康診断委託料の関係について、まずは私の方から答えさせていただきます。

広域行政組合の副管理者もしているものですからこの辺については、実はこの大東清掃センターの建設時における地域との約束の中で、ダイオキシン対策というのが当時ありまして、そのためには地域の方々の健康が心配されるということから、このダイオキシン対策のための健康診断を行うということで毎年実施しているということでございます。特に、放射線絡みでの診断ではないと私は理解しております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

計測は毎日できないかということですが、大東清掃センターで毎日計測しているのは、あそこで牧草等の焼却を少しずつやっております、それで8,000ベクレルを超えない形をとりながら慎重に焼却をしているというふう聞いております。そういったことで、センター周辺の空間線量についてもどのようになっているかというのを毎日把握するというふうな形だろうというふうに思っております。

それで、毎日ということですが、こちらの検査機器の体制の問題もございまして、今持っておるのは簡易測定器15台ほどございますが、これで空間線量を測定しております。この簡易測定器はあくまでも簡易ということですが、どうしても誤差が生じます。10%ほどの誤差が生じます。それで、その誤差を何とか最小に持ち込むために30秒おきに5回測って、その平均値をとるというやり方をしております。したがって、1カ所を測るのにかなりの時間を要するというので、定点の調査、各行政区1カ所ずつとそれから各学校、その他の公共施設を混ぜて30カ所以上毎月やっているのですが、かなり時間がかかっているというのが現実なところでございます。したがって、この点につきましても何とか改善したいと、今後、様々なこれまで以上の計測が必要になってくるというふうなことが予想されますので、簡易測定器ではなくてN A Iのシンチレーションの測定器を購入するようなことも予定しておりますので、もう少しスピーディーな測定ができるように今後とも、この大東清掃センターのこともちょっとこちらで教えられながらやっていきたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

学校給食に係る食材と給食の放射線測定のことをございますけれども、奥州市の状況とか一関市の状況等も随時お聞きしながら、こちらでも体制をとっているところでした。それで、原則的に一関市も奥州市も同じなのですが、市場に流通しているものは対象外として、産直や個人農家から直接仕入れる野菜とか果物を対象にすることとしています。ご存知のように給食に使う食材については、ある一定の量がないと給食として使えないということですので、平泉町においては先程申し上げたように量が限られておりますので、それに提供する分の食材については随時検査できるような形にしておりますし、また、先程町長から申し上げましたように品種が大変多くなってきたことから、5月からは、食材については毎週検査をするような体制を整えたところです。ただ、給食の本体につきましては、現在一関では週1回でございますが、平泉町では2週間に1回ということで、そのあたりの体制については現在検討をしているところですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

給食の件は、一関市は週1回、奥州市は週2回ぐらいやっていますね、このデータを見ますとね。平泉は2週間に1回、まるっきり頻度が違いますよね。やはり近隣の自治体でもそういう心配があって検査体制をとっているわけですから、これ教育委員会に言うべきなのか対策室なのか責任がちょっと曖昧な部分あると思うのですけれども、やはり頻度は増やすべきだと思いますよ。少なくとも週1回、うまくいけば週2回ぐらいは給食についても1食分しっかり検査していただきたい。多分、時間的にはどうでしょう、30分かそんなもので終わるでしょう、その加減レベルにもよるでしょうけれども、30分から1時間弱ぐらいだと思いますので、やはり子供たちの健康を考えれば親としてもやはり心配ですので、保護者に安心を与えるための体制をつくってほしいのですね。それが行政の責任ではないかと、皆さんそういうふうな考え方で頑張っていっちゃるとは思うのですけれども、ただ、結果としてやっていないとなれば比較されてしまうのですよ、他の自治体と。なんだ、平泉、全然やっていないではないかと、何これと。だったら給食、一関から全部とってしまえとか、そんな話になってしまいますよ、平泉がいい加減なことをやってしまうと。そこら辺まで自治体に対する責任追及というのがあるわけですよ。これは教育委員会ですか、この回答は。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

検査そのものにかかる時間は1時間ぐらいでございますのでそれほど問題ないのですが、搬入というか、その食材を回収するような、そういう作業と、それから関係機関の協力というところで現在協議しているところでございましたので、そのあたりでもう少し改善できるような形にし

ていきたいと思しますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

では、もうしばらくと言いながらすぐやっていただきたいというふうに希望しますので、よろしくお願いたします。

先程のダイオキシンの健康の話ですが、ダイオキシンだから検査できて放射能だから検査できないというそういう論理はないのですよね。同じ健康被害を及ぼしそうな内容であれば、ダイオキシンであろうが放射能であろうが何であろうが、やはり自治体として責任を持って予算を組んで健康調査するぐらいのことをやるなり、もし予算が足りないというのであれば、それこそ県なり国なりに要求すればいいではないですか。町長がリーダーシップを発揮するのはここしかないのですよ。あっちこっち、あっちこっち出張していったって何も生まないのですから、こういう町民のための仕事をしっかりやる、これが大事なのですよ。そういう意味で、予算もしとりたいのであれば、そういうところに強烈にもう話に行く、申し込む、そういうことをして是非町民の健康を最優先に考えていただきたいというふうに思いますが、もう一度所信をお聞かせください。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

先程のご質問は放射能に関する予算付けではなかったというふうなことでのご質問にお答えをただけでございますので、そのほかの健康被害についての健康診断については、今それぞれ県と話をしておりますし、特に子供たちの分については私も大変危惧している部分でございますので、その辺については県とも話をしながら進めて参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

是非急いでやっていただきたいと思します。

またちょっと一関市の話を持ち出して申し訳ありませんが、5月23日の岩手日日で保育園で除染作業開始と、園庭の北側の一角に穴を掘り、剥ぎ取った表土を遮水シートで覆って埋設、その上に高さ30センチ土をかぶせ保管すると、何でこれやったかということ、運動会の前だから急いでやったということなのです。平泉町は運動会の前こんなことやっていないのですよね。何で一関市はやって平泉町はやらないのか、ちょっと私は不思議に思します。同じ自治体なのに、同じような場所に住んでいるのに、ある自治体はそれをやる、ある自治体は全然やらない、この違いは何ですか。それは町長の考え方なのか対策室長のやり方なのか、よく分かりませんが、除染計画が承認されて初めてやるということでしょうか。一関市はこの段階では除染計画は承認されていないです。承認される前にもう単独で行動していますよ。何でこんなに遅いのか、

スピード感全然ないではないですか。誰の責任ですか、これは。ほかの自治体でやっている、できているではないですか。何で平泉できないのか、おかしいと私は思うのですが、そこら辺のお考え、ちょっとお聞かせください。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

いずれ、子供の生活環境の改善を最優先に今後進めていくということでございます。それで、学校等につきましては、本来であれば運動会前であれば良かったわけだったのですが、いずれそういういろんな事情があって今回は運動会前には対応できなかったということでございますが、いずれ小学校については夏休みを中心に、あるいは中学校については秋ぐらいを中心に、校庭を中心にした除染をして参りたいというふうに思いますし、また保育所、あるいは児童館については、先程も副町長の方からの答弁にございましたが、いずれ早急に、その前にも早急に対応していくということで考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

対応できなかったという答弁ですが、他人事に聞こえるのですよ。三人一緒に答えられては困るのですよ。担当部署の責任者は対応しなかった、申し訳ない、そのぐらい言っていはいはずですよ。それが言えないということは、なんか他人事なのですね。やはり自分の問題、自分の自治体の問題ですからもう早急に対応する、そのぐらい断言いただかないと、いつまで経ってもできないのではないかと、夏休みにやると言ったら何かまた理由付けて冬休みまで延ばされるのではないかと、予算が付かないから春休みだとか、いろんなことを言われてしまうのではないかと不安でしょうがないのですよ。だから、すぐやってほしいのですよ。やるべきです。というのが私の意見です。どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

いずれ、先程申し上げましたような予定で、今年度内にということで除染実施計画には計画としては載せておりますので、そのとおりにやりたいと思いますし、年度内などということではなくて大体秋口ぐらいまでには、当面子供の生活環境の分は秋口ぐらいまでには終了させたいというふうなことで考えておりますので、この計画どおりに進ように関係部署と連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

では、その言葉を信じておりますので、是非実施していただきたい、早急に実施、できるだけ早く実施していただきたいというふうに思います。

次に、ちょっと教育関係の方にもう少し戻りますが、英語圏の国への中学生短期派遣事業ですね、これについてももう少し質問したいと思いますが、これについては予算とか実施日程は予定決まっているのでしょうか。それと、ちょっとまた別な話ですが、英語検定の合格者数が平成24年3月卒業生が例年に比べて、また数学検定合格者数に比べて少ないように思うのですが、例年ですと同じぐらいの人数でいるのですけれども、今回ちょっと少ないみたいですが、どこら辺に原因があるのか要因があるのか、ちょっと教えてください。

議 長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

中学生の派遣事業についての予算改正まだされておられません。これからということであります。

それから、英語検定について、昨年度の実績については私聞いておりますけれども、それ以前のものについては聞いておられません。昨年度は3級、4級、5級、三つの級で15分の12、15人受けて12人の合格という形だということであります。その数字を聞いて率直に言って少ないというふうに、受検者そのものが少ないというふうに思いました。いきなり100名の合格者を出すということは不可能でありますので、できれば今年度は倍ぐらいの子供が挑戦をしていければいいかということで、学校長、そして英語科担当に働きをかけているところであります。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

中学校卒業の英語能力、数学能力ですが、基本は3級なのですね。3級が卒業生の基本的な目安といいますか、希望値ですけれども、この前の3月は確か英検3級は1人か2人、数検3級は10人ちょっといました。例年大体同じ10人から十何人ずつなのですよ。前の教育長の話ですからね、新教育長にはお願いするしかないのですけれども、やはり英語をもう少し、要するに国際化になっている世の中、時代ですから英語教育というのは非常に大事なのです。各大学も高校も、今、千葉県のある県立高校では、英語で授業する学校も出てきているというぐらいに全国的にもうかなり進んでいるのです。平泉せつかく外国の方いらっしゃるわけですから、そういう意味でも英語教育に力を入れて子供たちに外国の方とお話しさせるとか、そういう刺激を与えながら教育というのも大事なことはないかと思うのですね。ですから、まだ予算も決定していないというのは非常に残念な、計画書はつくったけれども実際の予算は組んでいない、非常に町長、残念ですね。私はここに書いてある以上はやはり実行しなければいけない、これは絵ではないのですよ、絵に描いた餅ではないのですよ。実際やるべきことを書いているわけですから実行してほしいですね。何年か前に中学生、何年か前までは中学生が英語圏の国に派遣しています。そういう子たちの話聞いても結構いい思い出とか、それによってまた子供たちの進路も変わったと

か、いろんなやはりいい面があるようですので、予算をまず補正でも何でもいいですから組んでください。いろんな機関がありますので、派遣する事業の機関がいくつもあります。紹介していいですけども。ちょっとその辺もう一度、では教育長。

議長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

まず、英語検定のことについてお話をいたしますが、議員おっしゃるように中学校卒業時点で3級ぐらいの能力を付けたいものだと、それはそのとおりでありますけれども、実態として全ての子が3級に挑戦できるぐらいの能力は残念ながら平均としてもないだろうと思います。私は、できれば4級を多くの子がとって卒業すると、もちろん3級に挑戦する子もあっていいわけですが、そのようになればいいという願いを持っております。

それから、海外派遣のことについてであります。英語教育の視点と同時に国際理解の研修でもあろうと、そのように思っております。そういう視点に立ちますと、例えば私も大したたくさん調べているわけではありませんけれども、市町村によっては国際交流協会が軸になって相手国を探すとか、あるいは姉妹都市提携、先程も申しましたが、姉妹都市提携をもとにして相手国を探すとか友好都市の提携をしているところをターゲットにするとか、あるいはその市町村で雇いますALTの母国にそのALTを通じてつながりを持って進めるとか、はたまた語学学校短期留学みたいな、いわゆるこれは民間の会社が進めるものでありますけれども、そういう形でホームステイ等を使ってやるという様々なパターンがあるようでもあります。予算を付けることもそのとおりでありますけれども、まずもってどのような姿で、どのようなつながりを持ちながら進めていくかという、そこからまず論議をしていかなければならないのかというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

新教育長でこういう話するのは非常に申し訳ないのですが、これ前から私は議会でお話している内容でして、今今話している内容ではないのですよ。予算と何をやるかを、要するにペアでないと決まらないわけですから、両方同時にもう進めて決めていただかないと先には進みませんねということですので、新教育長にはお手数かけますが、是非その辺も実行していただきたいというふうにお願いしたいと思っております。

それと最後の不登校の問題、これはこの新平泉町総合計画の133ページに載っていますね。不登校発生率、現況、平成22年度0.96%という数字が出ています。目標としては不登校発生率の減を目指すということです。結局、一応その不登校の子供はいるという数字なのですよね。先程のお話ですといらっしゃらないような話、保健室登校だよという話ですが、どっちでもいいのですけれども、結局子供たちがそういった意味で学校になじんでほしいということで、不登校の問題は難しく、非常に難しいと思っております、これは。解決策はあってないような、それぞれ各地域、

地方でうまくいっている事例もあるだろうし、なかなかうまくいかない、都会の方は特にひどい状態ということもありますけれども、これはゼロを目指して教育長をはじめ先生方には是非対応していただきたいという希望であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

不登校は現在いないということをお話をしましたが、昨年度の実績は1年間経って、欠席が30日以上を不登校というふうな形にしております。そういう意味では昨年度はあったというふうなことであります。いわゆる超えた子があるということです。4月からスタートしていますので、まだ到底30日には至っていないわけで、数字だけ言ってもそのケースを考えると数字だけで判断するのは間違いな部分があるのですが、中学生の全国の不登校の出現率は3%でございます。本町は2%弱、今の段階で、いわゆる危ないなど、30日超えるかもしれないというこの数であります。そのような状況であります。だから決して多くはないからいいのだということではないわけですが、何に起因するかというふうな、ここでは詳しくは申せませんが、多様でございます。そういうような中で、学校では支援員もいただきながら一人ひとりに寄り添い、学校では登校してくればまず個室から始まり、そして少し広い部屋で2～3人のグループで、給食も運んできていただくことから何とか学級に行き給食を食べるとか、徐々に徐々にそういうふうにして回復を図るというふうなことで努力しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思ひますし、機会があれば是非学校に足を運んでいただき、その実態を見ていただければ大変ありがたいと思ひます。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

頼りになりそうな新教育長で非常に心が晴れました。それにしても、今度は町長にお願いしたいのですが、子供の海外派遣について、やはり予算がかかるわけですから、余計なことに予算使わないで教育の方にもしっかりと予算を組んでください。そうお願いしたいと思ひます。これが平泉町の将来を担う子供たちに対する投資です。先行投資と考えてください。教育というのはそういうものなのです。今今のごことにどんどんお金を使うのも必要ですが、将来に対する投資も是非やっていただきたいと思ひますので、この海外派遣に関しての町長のお考え、今すぐとは言わないけれども、将来の中で、来年あたりはできるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

議員の方から子供への思いという部分、私も平泉を担う大事な宝だというふうにお思ひま

す。子供たち本当に生き生きとした環境の中で育っていただきたいというふうに思っていますし、ましてや世界遺産になった、そういうふうな誇りを持った教育も我々としてはしていかなければいけないのかというふうに思っています。今の海外派遣の部分、私も職員時代にも教育委員会等の中でいろいろと子供たちの海外派遣、果たしてそれが個がいいのか全体がもう少しレベルアップした方がいいのか、その辺はもうちょっと今の流れ、県内も見ますと先程の教育長の話もあつたのですが、少なくなってきたというふうな状況も踏まえて、どういうふうな形がいいのか、もう少しそれは私なりにもう少し勉強させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 1 1 分

再開 午後 2 時 2 5 分

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 3 番、寺崎敏子議員。登壇質問願います。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

先般の町議員選挙におきましては、多数の方から励ましの言葉やら暮らしに対する問題点や様々なご提言等々をいただきました。その言葉に応えるべく日々の活動は未熟ではありますが、努力したいと考えております。

さて、私の活動の第 1 目標であります社会福祉の充実というところでございます。高齢者や障害を持つ人たちが生活しやすい環境の推進、それから一人ひとりの人権が守られ、子育て支援や介護予防といったソフト事業の促進であります。この考え方は、男女共同参画社会を目指すための基本ではないかと私は常々思っております。今月は 6 月、男女共同参画月間でもあります。地域の社会の中で障害のあるなし、男女間の違いによる社会的偏見をなくし、互いに認め合う心豊かな社会を願って、先に通告しておりました特別支援教育の推進とその対策について、人権教育の促進策についての 2 点を教育長と町長にお伺いいたします。思いある良識のあるご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず 1 点目でございます。

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点を立ち、生活や学習上の困難を改善されるよう適切な特別支援教育の推進とその対策について、次の 5 点についてお伺いいたします。

当町の障害のある幼児・児童・生徒の実態とその具体的な指導と対策についてお伺いいたします。

二つ目でございます。保育所、幼稚園、小学校、中学校、障害のある子供たちをサポートしている特別支援教育支援員の配置の基準と支援内容と勤務についてお伺いいたします。

3点目、今年度から実施されている特別支援教育コーディネーターの役割と指導内容についてお伺いしたいと思っております。

4点目でございます。特別支援学校を選択した児童生徒は、専門の高い教育を受けることが以前より支援制度化され、一人ひとりのニーズに合った指導で児童生徒が生活や学習の安定が図られ、保護者同士の交流も図られ、特別支援学校が見直されている実態があると思っております。当町から特別支援学校へ通学されている児童生徒の現状と今後の支援策についてお伺いいたします。

5点目でございます。岩手県では昨年4月に、障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例を策定しました。この条例は、将来地域づくりを担う子供たちにとって、障害を持っている人々が地域や職場での社会の一員として暮らしていけるインクルージョンな社会を実現する意義ある教育改革ではないかと考えます。障害を持った児童生徒が障害に理解を持ってもらい、将来自立した社会参加がより可能になり、真の平等社会を目指すには重要な教育課題であり、町としても福祉としての課題と考えます。そこで、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域内にある小学校、中学校との交流や、共同学習に取り組む交流籍の実施の方向性を考えてみてはどうかと、その見解を教育長にお伺いします。

大きい2点目でございます。

人権教育の促進策についてでございます。障害のある幼児・児童・生徒へのいじめや地域での偏見に対する人権教育の指導は、また、地域社会への促進策についてお伺いいたします。

2番目、男女共同参画社会の形成は人権教育が重要であり、男女間の日常生活意識で差別や暴力につながるケースが見られる。昨年の当町の男女共同参画プランの見直しの際にアンケート調査の結果は、暴力を受けた数値が高い結果が出たようです。その数値の見解とその対策についてお伺いいたします。

3点目、男女共同参画推進活動支援事業のサポーター養成講座でございます。当町では毎年毎年、養成の町民を出していただいて、これは大変ありがたいことだと思っております。そのサポーター養成者を平成27年までに30人の養成あるというふうに総合計画にうたわれておりますが、どのような視点に立って推進していく考えがあるのか、その点をお伺いしたいということでございます。

以上、通告していた点について、よろしくお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、寺崎敏子議員のご質問にお答えします。

私からは、大きい2点目の人権教育の促進策についての二つ目と三つ目の質問にお答えをいた

します。

二つ目の男女共同参画見直しに係るアンケート結果についてのご質問でございます。

男女共同参画プランにつきましては、議員ご案内のように、平成17年度に策定した後、平成21年度に実施した男女共同参画についての意識調査の結果や国の第三次男女共同参画基本計画を踏まえ、平成23年度に町として男女共同参画推進委員会で検討を行い、必要な取り組みを追加修正し、今年の5月号の広報にも掲載をしているところでございます。

その平成21年度に行った意識調査は、町内の各年代、性別ごとに無作為に抽出した500人に対し、441人の方から回答を得たところでございます。内容は、男女平等、介護、職業選択の機会、人権、地域の観光の5本の項目からなっております。その中の人権の中にドメスティックバイオレンス、いわゆるDVについてございますが、受けたことがありますかという設問がありまして、27名の方があると答えております。パーセントにすれば6%ほどではありますが、この数値を高いと捉えるか低いと捉えるかは受けとめ方によって様々かと思えます。ただし、ドメスティックバイオレンスに関しましては、殴る蹴るなどの身体的暴力だけと思いがちですが、収入を取り上げるなどの経済的暴力、行動を監視するなどの社会的暴力もあり、特に後者につきましてはドメスティックバイオレンスと捉えていない方が多いのではないかと考えております。

そこで、町としては、平泉女性の会等とも協力をし、岩手県男女共同参画センターで行っている様々な事業を活用し、ドメスティックバイオレンスに係る普及啓発、その予防等に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、三つ目の男女共同参画サポーター数をどのような視点で推進していくかについてでございます。

町といたしましては、男女共同参画サポーター養成講座参加者に対しまして、会場である盛岡間での旅費と日当の半額を補助して参りました。養成講座は今年は6回講座となりますが、平成13年から受講していただいておりますので、現在までのサポーター数は25名となっております。今年も現在のところ2名が受講しておりますので、今年度末で27名となる予定でありますので、平成27年度までに30名という数字はクリアできるものと考えております。昨年度までの岩手県内のサポーター数は689人であり、市町村別では盛岡市の90人、一関市の61人と続きますが、平泉町は県内市町村では10番目となっております。人口割からいえば平泉町は非常に高い数値となっており、今後もサポーターを増やしていき、これまで以上に男女共同参画を進めて参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私の方からお答えをいたします。

まず、先程、今年度の教育長としての所信をというふうなお話の中で、平成24年度の学校教育行政の方針の重点として二つ目に、個に応じたきめ細かな特別支援教育体制の確立を上げさせ

ていただきました。現在、学校教育の中では特別支援教育を学校教育の根幹に据えると、これが常識になっているというふうに思います。言い換えれば、学校の中で特別支援教育に学べという、そういう学校体制づくりがどの学校もされているというふうに思っております。

そういったような視点を持ちながらご質問にお答えさせていただきますが、初めに本町の障害のある児童等の実態と対策についてでございます。昨年度の就学指導委員会の判定及び保健センターからの情報等により、現在把握している障害を持っている者の数は、幼児については2名、児童は14名、生徒は4名となっております。

次に具体的な指導体制でございますが、就学指導委員会を通して検査の実施、保護者との面談を行った後に適切な学習環境で支援が受けられるよう通常学級、特別支援学級のいずれかの学習環境の決定を行うことになっております。また、町独自に配置しております特別支援教育支援員による支援を必要に応じて受けられる体制を整えているところでございます。一方、それぞれの障害の特徴や成長過程に個人差があることから担任の教諭、支援員、保護者等が定期的に打ち合わせを行い、連携して個に応じた指導が適切に受けられるよう努めておるところでございます。

続いて、二つ目の特別支援教育支援員についてのご質問についてでございますが、配置については、学校の要望を受け、支援が必要な児童等の推移と町の就学指導委員会での調査結果を踏まえて、町の実態を把握した上で支援員の必要配置数を決定しておるところでございます。今年度は平泉小学校に4名、長島小学校に1名、平泉中学校に1名を配置いたしました。支援内容としては、学校教育活動上の日常生活での見守り、声かけ、安全確保、学習活動上のサポートが主な内容となります。また、支援員が効果的な指導が行えるよう、町の支援員の研修会、管内の支援員研修会等の研修機会を設けている一方、必要に応じて特別支援教育コーディネーターの助言が受けられるよう配慮しているところであります。勤務は週5日以内、28時間以内、そして一日6時間以内というふうになっているところであります。

次に、今年度配置されました特別支援教育コーディネーターの役割と指導内容についてのご質問でございますが、役割としては、町内の全ての子供の实態と学習環境を把握した上で、町内の特別支援教育のあり方、方向性、組織的な対応についての調整が主なものとなります。言わばスーパーバイザー的な役割というふうに言ったらいいかと思えます。指導内容は週に1回、各保育所、幼稚園、小中学校を訪問し、教諭、教師に対し具体的な支援方法についての指導を行っております。具体的には、保健センターでの発達支援関係者ミーティングに参加し、早期の支援体制、関係者の連携のあり方について助言をいただいているところです。更に、先程触れましたが、町内の特別支援教育支援員の研修会の講師として、支援のあり方と方向性について助言をもらっております。また、年に3回行われる就学指導委員会の委員として、就学指導委員会の進め方、活動計画、就学支援個票について助言をいただく予定になっております。

次に、特別支援学校への進学状況についてでございますが、当町から特別支援学校小学部に進学している児童は3名、特別支援学校高等部に進学している生徒は6名でございます。特別支援学校に進学された方への支援策でございますが、本人の状態や障害の程度によって、障害者施策の中で必要に応じて支援を受けることになっております。

次に、交流籍の実施の方向性ということでございますが、県の施策に基づいて実施される制度でございます。現在におきましても、保護者の希望により制度の活用が受けられる状況となっております。具体的な手続きは、特別支援学校の在籍の保護者が教育事務所に申請を行い、確認等の手続きを踏み実施となります。現在のところ本町にはこの制度を利用している方はございません。しかし、多様な学習環境の要望に応えられるよう、今後も制度の周知に努めていきたいと考えているところであります。

大きな2番目の人権教育の促進についてでございますが、初めに障害のある児童等に対する偏見に対する人権教育でございますけれども、学校教育においては、幼児、児童、生徒それぞれの発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい教育の充実を図っているところであります。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達とのかかわりを深め思いやりを持つようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子供たちに人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して指導を行っております。

小中学校においては、児童生徒の発達段階に即し各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われております。例えば道徳においては、誰に対しても差別することや偏見を持つことなく公正、公平にし、正義の実現に努めることや、公德心を持って法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たすことを指導することとされ、道徳の時間、学校生活への実際の場での指導が行われております。

議員ご指摘のとおり、幼児施設や学校にとどまらず地域を含め、お互いの人権が尊重される社会の実現は大切であるということ認識しております。様々な機会を捉えて啓発活動を行って参りたいと思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

いろいろと現場での実態を聞くことができまして、本当にありがとうございます。

それで、特別支援の指導員を当町では子供たちへの教育的な積極的に配置をしているということは、他の市町村から比べますと多い体制だと、もう手厚くやっておりますよと、それで恵まれているということで、それは保護者にとっても子供にとっても本当に、その先生と子供が障害によってはびたっと合う指導員、支援員と、それから配属はしたけれども、どうも病状なり障害なりを理解できないとか知識不足だったりというふうなところもあって、非常にこの辺は微妙に表に出てこないところだと思うのです。それで何点かちょっと質問してみたいと思います。

それで、支援員の今何人必要かというふうなところでございましたが、その中で小学校では何人だとか中学校ではこうだというふうになるのだと思いますが、その支援員を採用する時の条件、方法等はどのような形で行われているのかと、それから採用する際に支援員の専門知識を得ている

のかないのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先程お話ししましたけれども、例えば県で基準が決まっているとかというものではありません。あくまで町内の子供たちの実態に応じて、何人配置したらいいかということで予算を付けていただいて配置しているというふうなことであります。ですから、今年、平泉小学校に4人というのはかなり多いわけでありましてけれども、特に新1年生の状況が、幼稚園、保育園の時代から非常に落ち着きがないとか様々な障害を持っているというふうなことの中でこれだけの人数が配置されているわけで、その成果としてご覧いただいたと思いますけれども、運動会の様子、私も注意深く見ておりましたけれども、本当に1カ月半経ってこのぐらい子供が全体の中でなじんで一体となれるという、そういう姿ができるのだということで、その成果を本当にまざまざと見せていただきました。そういう意味では非常に良かったと、そんなふうに思っているところがあります。

それから、支援員の例えば資格でありますとか、そういったことについては全くありません。現在入っている方々は、初めて学校現場に入っている方はいないというふうに捉えています。つまり、こういう支援員の仕事だけではなくて、例えばサポーターとしてとか、いわゆる経験がある方々が入っていただいておりますので、そういう意味では子供の扱いといいますか、そういったことについては非常に慣れているところがあるかと思えます。ただ、この前、支援員の講習会をコーディネーターを中心にしましたけれども、やはりそうは言ってもそれぞれ悩みはあるわけで、ああいう場でいろいろお互いの悩みを出し合いながら学び合うというふうな機会が持てたことは大変良かったというふうに思います。

それからもう1点は、あくまで支援員でありますので、通常学級の中で役割は、そういう障害を持つ子に寄り添うということが大きな役割であります。担任が全体の指導をしている中で、担任が一人では支援員がいないところではその子の対応に負われて全体の指導がおろそかになるというケースがよくあるわけですが、こういう方が入ることによって担任は全体の指導を進めることができ、そして子供は寄り添われて、少しでも学習に目を向けられるというふうな形になっている、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

様々な障害と今教育長がおっしゃられましたし、その実態を踏まえてということでございましたが、その様々な障害というところに問題があると思うのですね。というのは、大勢の中に入りきれない、本当に個別で個々でというところで、今年、小学校も両方見てきましたけれども、ここではあまりトラブルの起きたところはなかったのですが、幼稚園、保育園の運動会等を見ます

と、どうも子供が走りたくないのにギリギリ手を引っ張って走って、でも親も先生もこれだけ頑張ったのよねということ非常に評価高くするわけですよね。だから、どこに視点を置いて子供を支援するのかということに私は非常に、今までの幼稚園、保育園、小学校、中学校の、中学校まではいきませんが、そこら辺の非常に本当にこの障害に合った支援員が適切になっているのかと、何の資格もないということになりますと、これは本当に必死に学習でもしていただいて、その子に合う支援をしていただきたいというふうに思うわけですが、採用する時、教育委員会で声がけてお願いするのでしょうか。その辺の支援員の採用の方法というのはそのことなのですが、どういう形でそういう先生をお願いしているのかということなのです。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

4月、私来た段階ではもう決まっておりましたので、ちょっとその経緯がよく分かっていないのですが、基本的には、今の時代ですのでハローワークに求人募集をするという形で、そしてそのあとに委員会で面接をさせていただいて、その方の経歴といいますか、どここの学校で支援やったとかサポーターやったとか、そういったようなことを通じて選抜するという形が今の採用の形ではないかというふうに私は捉えています。非常勤のいろんな仕事はほとんどハローワークを通じてというふうな、いわゆる今の世の中ですので、就職なかなかできない方々いらっしゃる中でということで公平に、誰でもが手を挙げられるような形をまずとるといって、そこからスタートしているのではないかと。間違っていたらちょっと大変失礼なのですが、そのように私は捉えておりますが。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

公平にというのもいいのですが、やはりこの障害を持っている子供に対する、多分生活支援なのか学習支援なのかということもあると思うのですよね。そういう実態に合わせてというのはどこの実態なのか、管理するとか子供をいくらかでも成績を上げるという、今なかなか成績が良くても社会性のない障害も多くあって、今それが社会問題になっていますね。だから、そういうところでの本当に知識のある人が着かないことには伸びる子供も伸びなくなるというふうに私は危惧するのですが、その辺はいかがですか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

まずもって、先程言いましたように、公平に求人に応募願うということではありますが、先程言いましたように、面接をするわけでありますので、全く経験のない18歳の女の子がなるというふうなことはあり得ないわけであります。そこで、その面接の中でいろいろその経歴を調べながら、この人なら大丈夫だろうという形で採用するというふうなことになります。

それから、役割はいわゆる生活支援、どちらかというところソーシャルスキルを学ばせるというふうなことになるかと思えます。授業の内容に、指導の内容にかかわることはできません。教員免許を持っていないわけですので、あくまでサポーターですので、例えば立ち歩きする子をおとなしく座らせるとか、1対1で相手をするというふうなことが中心というふうになるわけであり、それから、いろいろな子供たちの障害の種類もあるわけでありましてけれども、例えば多動の子もいます。それから町内ではないと思えますが、場面緘黙みたいな、まったくしゃべらないという子もいたり、いろいろなそのことがあるわけでありまして、そういう経験のある方々を配置しているということは、そういったことに応じながら、そして管理職以下先生方の指導を受けながら、こういう役割を担ってくださいということで学校ではお願いしているわけでありまして、そういった面での心配はないのではないかと、そのように思います。これからもその状況がどうであるかということは委員会としても把握しながら、適切な指導が受けられるように見て参りたいと思えます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

教育委員会でのその体制なのでしょうけれども、町としてのことも一応町長として考えていただいていることと十分に考えておるのであるけれども、その辺の障害を持っている子供たちや、これからその子供たちが、いずれまたよその支援学校に行ってもまた戻ってくるという子供たちがいるわけですね。そういうふうな子供たちが社会的自立をしていくための今、早期の支援をしていかなければならないのだというところの視点に立って、町長はどのようにお考えでございますか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今の教育長の方からも様々なお答えを申し上げまして、私の方からすれば、専門的な部分からすれば、まず学校現場、あとは保育所なり幼稚園なりの現場での対応というのがやはり重要だと思っております。あくまでも現場がやはりどう対応するか、それをやはり役場の職員としても幼稚園教諭だったり保育所の保育士であったり、その辺の学習機会を捉えて、やはりそういうふうなもの、現場に合ったそういうふうな対応をしていかなければいけないでしょうし、当然その支援の部分についても、町としても十分とは言えなくても、対応できる人員の配置も考えていかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そうなりますと、小学校で今年、長島小学校に支援学級が一つ増設なりまして、これも良かつ

たというふうに思っております。それから、今、平泉小学校にかなり、私もちょっと小学校にお邪魔して校長先生とお話しした経緯があるのでございますが、やはりそういう子供は傾向的に多いということで、今、平泉小学校の場合は在籍は何名いるのでございますか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

特別支援学級の在籍8名でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

8名ということになると、その支援学級の8名は、要するに文科省でその枠でというふうにいわれているのか、それから先程来から言っているように、障害にも情緒障害と知的障害と身体障害というのがありますよね。そういう人たちが一緒に入っているのかどうなのか、ちょっとその辺、お願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

開設されている学級は知的障害児学級でございます、8名全て。ただし、私の経験からしましても、いわゆる複合的な要因といえますか、知的だけれども情緒の傾向もあるというような場合もあるわけでありまして、ただ、今のところは知的という形で開設されております。

それから8名というのは、特別支援学級の定員のいっぱいいっぱいでありまして、1学級8名が限界です。これはかなり担当する担任にとっては厳しいということです。最大でも5名ぐらいがいいところだと思います。そういう意味で、支援員が配置されていることは、ある意味でマンツーマンみたいな形で対応できるということでありまして、非常にありがたいというふうに思っているのではないかと、思っているというか、そうであろうというふうに思います。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

やはり8人は大変だと思います。支援員を入れているからいいといえども、やはり複合的に、今、教育長がおっしゃられたように、これは情緒障害と知的障害というふうに分けて、やはり手厚く、そこは町の支援員の予算だったり県への要望だったりということになると思うのですね。そういう意味では、2番議員も言いましたが、教育にはある程度の予算が必要なのだと、そういう意味で予算をとって、子供が宝だと町長も答弁していたように、子供が障害を持っているからそうではないという見解ではないと思います。どの子もやはりそういう教育を受け、そして地元で豊かな暮らしができるようにという見解だと思いますので、来年度、今年度は難しかったようですけれども、来年度は情緒障害の学級を一つ増設すること等を教育委員会等では考えていらっ

しゃるかかどうかというところをお尋ねします。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

まだそこまでの委員会内での論議もしておりません。ですから、あくまでこれは保護者の方がそういう学級に入りたいという願いがあって、同意を受けて入級させるということが原則でありますので、保護者の方が、例えば小学校卒業までは通常学級にしてほしいとか、中学校に上がった段階では通常学級に戻してほしいとか、様々な願いが保護者の方々にはあるわけであります。そういったようなことも勘案しながら、その子にとって一番ふさわしい教育はどういうものなのかということをも、もちろん学校は専門家でありますので、その辺については考えながらも、保護者の意向も十分斟酌しながら進めていかなければならないことであろうと、そのように思っています。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

あくまでもそうだと思います。それで、その親への指導、それから、なかなかやはり自分の子供が障害を持っているということを受け入れがたいわけですよ。どの親もそうです。そういうことでありますので、あと教育コーディネーターの先生が来ていらっしゃるということで、そういう親御さんとの話し合いというものも非常に信頼関係を持った中でやっていただきたいということになると、保育園、幼稚園、小学校、中学校、週1回でいいのですか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

いいのですかと言われて、はいとは言えないわけではありますが、もっともっと多く回っていただければありがたいと思いますが、別の仕事をお持ちの方でもございますので、一回来ていただくのが限度かというふうに思うところはあります。

それから、保護者への指導といいますか、そういったことについてですけれども、例えば経験上から言いますと、小学校に入学して即特別支援学級に入れることに抵抗感がある親はたくさんおります。1年経って特別支援の様子を垣間見ながら、うちの子もこっちに入れた方が手厚く指導してもらえるのだというふうなことで気持ちが変わって2年生から入るという場合も、そういうケースも結構あるのであります。そういうことですので、気長にといいいますか、時間をかけながら、保護者にその学級の様子もできるだけ回数多く見ていただきながら理解を得て、その子にとって一番いい教育がどうあるべきかということを考えていただくということが大事かと思えます。そうはいっても、頑なに涙流して絶対入れませんという家庭も、私もそういう親とも会ったことがあります。そういうこともありますので、決してそれは無理強いするものではないと。特にも通常学級でずっと過ごさせてほしいという、例えば身体障害を持つ子もそうでありますが、

いろいろな思いはあるわけでありますので、それをでき得る限り受け入れながらというふうな、難しい経営になりますけれども、そういうことも考えていかなければならないかと思うところがあります。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

十分私もその辺は分かっているつもりでございます。

それで、このコーディネーターの先生の週1回というのは、先生のご都合で週1回なのでございますか。それか、予算の範囲内で週1回ということになっているのか、その辺はどのような形の週1回というお約束になっているのでしょうか。予算をいっぱいって来ていただくというのが一番いいと思うのですけれども、どうも教育費が少ないのですね。

議長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

契約の形が週1回と、年間何十何週というような形になっているというふうに、ちょっとそのペーパーがありませんので詳しくは言えませんけれども、そういう形になっていると思います。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

それでは、支援学級のことはこのぐらいにして、今度は支援学校に通っている子供たちのことについてちょっとお尋ねしたいと思います。支援学校に通っている生徒・児童がいるわけですが、ここのところは教育委員会での支援ということではなくて、確か保健センターの障害児というところでの取り扱いなのかということで、実は平泉町の障害計画の第3期の計画を見せてもらっていましたが、その辺のところ、先程も教育長に何名でどこどこというふうな話もありましたが、個人情報に触れない程度のところでのどのような支援をして、そしているのかということも含めて担当課のところからお話しいただければと思います。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

支援学校に在籍する児童についてでございますが、先程教育長の方からもご答弁があったわけですが、小中学部で3名ということで前沢に1名、一関に2名ということになっております。あと、高等部は6人ということで、盛岡峰南が3名、前沢明峰が2人、一関1人ということで6人の高等部への入学者がおるといようなことでございまして、支援ということですが、放課後等のデイサービスというように、これは18歳までですが、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うということでそれぞれの施設というか、事業所の方で扱っていただくというように放課後等デイサービス、これには2人

の方が利用されていると。それから、全体的なところでは就労支援ということで学校、福祉事業所、職業安定所、それから一関、平泉町とか行政で組織する両磐圏域ネットワーク会議というのが各施設、それから作業所、学校で組織しておりまして、そのこのところ各市町の出身者の在籍状況とか通学の状況等お話をしながら共通認識の上で就労の支援、一般就労を望んでいる方、あとはちょっと難しいという方とかいろいろケースバイケースになるのですが、その辺は学校と事業所とかとの連携により支援をしているということでございますので、今後もその辺は連携して対応していきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

実は私の聞き方が悪かったのでございましょうか、支援学校に行って、就労は学校を卒業したあとの授産施設やそういうところで平泉町もいろいろと手配しているのでしょうかけれども、学校に通う上での養育にかかわる支援は何、どういう支援をされているかということなのですが、ちょっと私の言い方がまずいでしょうか。要するに、詳しく言うと、通わせるための、通学するための経費はあるのかないのか、それからやはり障害を持っていますので、病院にかかることも必要でございますね。そういうところをどういう支援になっているかということをおもちゃと尋ねたかったわけです。先程、教育委員会等との連絡で就学とかそういうのには保健センターも入っているのでしょうかけれども、例えば経費はこういうことになりますよというような、そういうのは連携での会議というのはないのでしょうか。そこも含めてお願いします。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

最初に教育委員会との連携の会議ということですが、そのためだけのというか、特化した部分の会議は特にはやっていないというのが実態でございます。それから、通学に対するということ、支援ということでございましたが、特に障害者へのサービスとしましては移動支援とか、あとは日中一時支援事業でございますか、そういったところの支援事業が主となっております、特段にその通学にかかる部分とかということに特化した部分ではちょっと制度上ないというような実態となっております。なお、施設によっては全寮制のところもあるだろうし、あと通えるところは通っているというような実態だというふうに聞いております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

本来は地元の学校に通えるはずなのだけれども、たまたまそういう障害を持って、平泉だと一関にも奥州市にもそういう学校がありますので、地理的にはいい環境にあるわけですね。だから、やはりそういう支援はどうかというふうに思いますが、今のところ検討していただけるものかどうか分かりませんが、検討していただければというところもあります。

それでは、人権問題のところ、だんだん時間も来ましたので移っていきたいというふうに思います。先程、町長からのお話でサポーター養成を、人口割から言うといいと思います。私もそう思っております。それで、私自身もそういうところで、こういう男性の中心の議場に飛び出してきたというのも、やはりこの男女共同参画で施策の中で女性の意見をやはり反映すべきだというふうな意味で入ってきていますので、やはりサポーター養成講座のようなそういう知識を得るということは非常にいいことなのですね。前から何度も言いますが、町民の女性たちはほとんど婦人会やら女性の会やらで推薦して、どうぞ行って学習してきたらということで、かなり意識も高くなってきたと思うのです。ところが、再々言いますが、職員が行っていないのです。職員が行っていないので、言われてばかりやるような形だったり文章だけ見ていたりということなので、どうも前の町長の答弁も、いや、その方向性に考えますというふうなことを言われていますが、何度も何度もこのことについてお話するのですが、職員の派遣というか研修がないのですよね。なぜないのでしょうかということ1点、それから30人に増やしてその人たちをどのように活用するのかということも、やはりその担当課の職員がきちっと学んでいれば、30人もいたらすごい力だと思うのです。というところも含めて、この2点、お伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

最初の男女共同参画サポーター養成講座への役場職員の参加がないというような話でございませうけれども、これにつきましては、受講するにあたりまして、大体6回からの講座を受講しなければならないということもございまして、その中でその担当者も、もちろん担当者ではございませうけれども、他の用務等も持ちながらの6回という形の中で、なかなかそれをクリアできるのが難しいというようなこともあったかと思っておりますし、いずれ今後につきましても、時期的に対応が可能であれば出したいという気持ちはございます。ただ、あえてサポーターの認定をとらなければこの業務に、職員としてのですね、担当職員、または行政としての内容の業務に大いに支障を来すものではないというふうな形のことで考えているところでございます。いずれ、今後、そういう形の中でその必要性は十分に感じてございますので、状況等を見ながら対応できる場合にはそういう形の講座にも派遣をして参りたいという形で考えてございます。

それからもう一つの、今後、養成したサポーターをどのような形で活用していくのかというふうな話でございませうけれども、いずれこの男女共同参画、男女が共に、互いにそれぞれ理解をしながら、協力、支え合いながら、各々がそれぞれの責任を分担をしながら、これからの住みよい社会の実現に向けて進んでいくという形の目的があると思っておりますので、いずれそういう形の社会というか環境を整えるための様々なこれからその研修であったり、様々な対応すべきことがあるかと思っておりますけれども、それを指導的な立場で活用してその方々に対応していただければいいというふうに考えてございますので、それらが十分に反映されるような形のものも含めまして検討をさせていただきたいと思っておりますし、対応させていただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

研修に行かないからだめだと言っているのではないです。やはり研修に行って新しい視点を聞いてきたり、新しいものを学ぶということがやはり次へのステップであるということなので、もちろんその場でやっていただきたいということで、特にもこの男女共同参画というと男性から嫌われてしまうのですけれどもね、もうそれではなくて、やはりこのことを聞いて分かっていると、本当に女性も男性も目から鱗だと思います。そして、老後はもうハッピーな生活になるのではないかと。奥様に先立たれてしまったり障害を持ってしまうたり、病気で障害を持ってしまうりする時のその生活力のない男性、経済力は非常に良いのですが、経済力だけでは生活は成り立たないので、そこは目から鱗で、それから老後は非常に共に支え合って、そしてできる時間はお互いに仕事をやりくりするということに、そういう視点でございますので、何も女が出しゃばっているという意味ではないということでございますので、そこら辺の視点を間違わないで私たちの話やらサポーター養成の講座の人たちの動きを、対応だったり検討していただければというふうに思います。

では、最後になります。教育長にももう一度お尋ねしますが、長いこの生活観の中で男はこうあるべきだ、女はこうあるべきだという中で、社会の中で擦り込まれた慣習があるわけですね。まだ私もその中から、慣習の中から抜け出している一人ではないのですが、現代社会がとても難しくなって、女性も社会に出て仕事をする世の中になりました。だから、社会の中で子供をしっかりと育ててくださいませんかという社会保障一体改革の中に子供の総合こども園のような国での制度になってきているということでございます。そこで、男性が先、女性はあとといった、まだまだ男性を先にやる方が女性も心落ち着くものですから、並ぶ時だったり何かする時にどうしても男性が前で女性が後ろというふうになってしまうのですね。それは教育の現場の中で何か擦り込んでいないかと、それは出席簿です。幼稚園、保育園では生年月日順になっています。小学校、中学校に行くと完全に男女別の出席簿になっています。これを混合名簿にする方向性にお考えはないのかどうかということをお伺いしたいと。まず教育現場の教育長、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

難しい問題であります。町内の小中学校は男女別、男子が先という名簿になっていると思います。例えば身体測定等々のことで混合名簿であるというふうなことの不便さというふうなこともあるかもしれません。これからの検討課題だというふうに思っております。個人的なお話をさせていただければ、混合名簿にすることが共同参画の考え方そのものなのかどうかということは、私もまだちょっと考えてみたいというふうに思っているところであります。確かに男性が先で女

性があとという、歴史的にはずっとそういう形で来ているわけでありますので、ただ、それが一緒にしたから共同参画の形になるのかという、そうばかりもいえないのかというふうに私は思ったりしているわけですが、自信はありません。勉強させていただきます。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

男と女の順番といますか、そういうふうな話をどう考えるかというのは、私からすれば特にそのことで考えたことは実はないです。逆に、何で今までやってきたことの違和感というのが今の段階では私は特にはない、今までずっと来ているものですし、当然男女共同参画というふうな感覚からすれば、何で男が先なのというふうな話をもっと広く出てきているのであれば、例えば私の周りでも、家庭にでも出てくればですが、特にそこまでは私は感じていない、必要性というのは。やはりそれは私ではなくて、本当に町で何とかしなければいけないというのだったら、やはり町の方々のきちんとした考えなり何なりをまとめて、それを今後の行政という中でどう進めていくかというのは必要だと思いますが、今の段階では、どうしますかと言われてもなかなか今の段階ではお答えできない、お答えできないというか、そこまで実は考えまではいっていないというのが今の私の思いでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

まだまだ分かってもらえていないということが分かりました。ということでございます。町でそうしろというのではないです。やはりこれは、どうしても男性中心の中にいる人たちだと、なかなかその女性のかゆいところ、いずいところが分かってもらえないからこういう話になるのではないかとということで、一石を投じたわけでございますので、これで対立する気も何もございませんので、やはりそういうところで分かってもらいたいので、みんなでいろんな人の話を聞きましょうと、それから男性も育児の休暇をとりましょうと、そういうふうなことを世の中では話して、そして絵本読むのもお父さんで読みましょう、お台所に立つのもたまにはお父さんも立ってみてもいいのではないかと、いや立っていますよという人もいます。でも、それはごみの分別と同じでお手伝いになっている可能性もあるのだということで、まだまだやはり分かってもらえないということが現在分かりましたので、それを町長が町としてやれということではございませんので、どうぞそこら辺の認識を、教育長は非常に、これから検討して勉強させていただきますという真摯な気持ちでお答えしていただけたので、期待しておりますので、町長もその辺のところを心を検討したり我が家庭を見たりというふうにして、言っていることが分からないと、そういう態度をされること自体が分かっていないのではないかと思いますので、まずその辺はどうぞご理解をいただき、そして人権ということは、やはり男女共同参画というのは世の中に女性と男性しかいないからそういう言葉になります、高齢者であれ若者であれ障害がある

かないかということが全ての問題でございます。だから、それが女性と男性が対等になっていくのだという社会であるのでありまして、女だけが、男だけがということではないと、これは歴史的背景がいっぱいありますので、一回に解決するものではないので、少しずつ少しずつ分かっていただきたいというところで一般質問をさせていただきました。

ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（青木幸保君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日8日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後3時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 阿 部 正 人

同 寺 崎 敏 子